

J W N E T (電子マニフェスト) 対応 産業廃棄物管理システム
産業廃棄物処理業者向け マニフェスト管理ソフト

S M S - A S P (産廃 WEB) 導入・操作説明書



産廃イチロー

ログイン名 ▼ 管理者

パスワード

部門

OK キャンセル

株式会社 エスエムエス

〒 640-8222

和歌山県和歌山市湊本町 3 丁目 12 番地

TEL 073-435-4111(代表)

FAX 073-435-4115

ホームページ

<http://www.sanpai.com>

お問い合わせ関連のホームページ

<http://www.sanpai.com/support/index.html>

サポートセンター<保守契約されたお客様専用>

TEL 073-433-6233(代表)

FAX 073-402-2109

電子メール

support@sanpai.com

目次

1.	はじめに	•3
2.	動作環境	•3
3.	インストール	•4
4.	会社情報登録	•5
5.	一括アップロード	•7
6.	『運搬受託者マスター』のWEB対応処理	•8
7.	『積替保管場所マスター』のWEB対応処理	•9
8.	『処分場マスター』のWEB対応処理	•12
9.	『排出事業者マスター』のWEB対応処理	•14
10.	マスターデータの確認	•18
11.	基本操作（実際の業務の進めかた）	•21
12.	ダウンロード	•23
13.	通知情報照会	•29
14.	最終処分報告送信	•31
15.	チェックリスト	•35
16.	送信予約一括取消	•37
17.	ホームページ	•38
18.	お知らせ	•39
19.	ライセンスチェック	•40
20.	アップロード	•41
21.	ストアドプロシージャの更新	•42
22.	『排出事業者』が『JWNET』に直接送信する場合の操作	•43
22-1.	登録マニフェストを『JWNET』に個別に送信する方法	•43
22-2.	登録マニフェストを『JWNET』へ一括送信する方法	•46
22-3.	『SMS-ASP』画面上で電子マニフェスト情報を確認する方法	•48
23.	【サンプル】排出事業者様へのご案内状	•51
24.	運用に関する情報集	•52
25.	【付録】電子マニフェストシステム 各種コード表	•60

1. はじめに

この度は、弊社商品をお買い求めいただき、まことにありがとうございます。

2. 動作環境

本ソフトウェアは、下記に記載の条件が満たされていない場合は、動作いたしませんのでご注意ください。

- (1) **動作可能 OS** Microsoft Windows 10/8.1/8/7
 Windows Server 2012 Windows Server 2008
- (2) **推奨メモリサイズ** 4GB 以上（32bit 版）
 8GB 以上（64bit 版）
- (3) ブロードバンド対応の、インターネットへの接続環境が存在し、『産廃イチロー』を導入したパソコンが、
 すでにインターネットに接続していること
- (4) 電子メールアドレスを保有していること

3. インストール

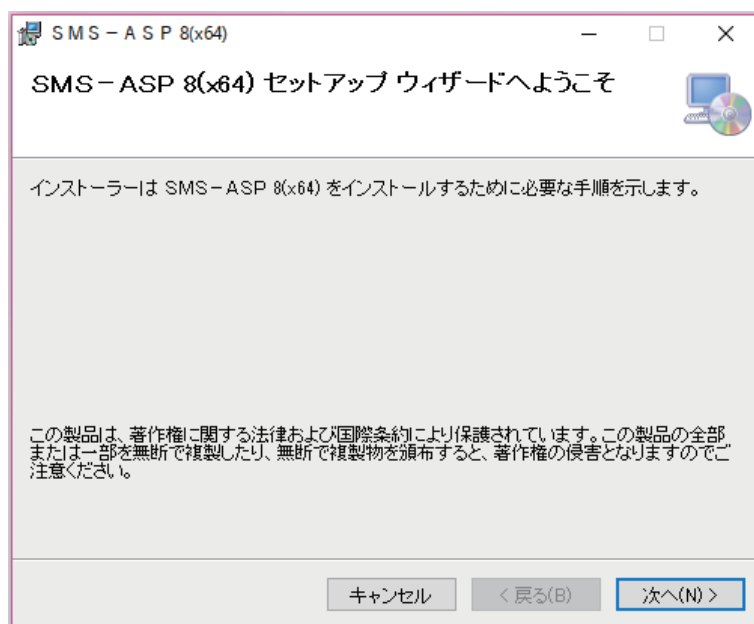
インストールの前提条件 『産廃イチロー』が、すでにインストールされていること

複数台のパソコンで運用される方は、必ず全てのパソコンに『SMS-ASP』をインストールしてください。

『SMS-ASP』は、インターネットを介して、弊社サーバーと常に同期をとります。
(各種『マスター』や、『マニフェスト』保存時など)

インストールされていないパソコンでデータを更新しても、弊社サーバーへ同期されません。
ローカル側と、弊社サーバー側でデータの食い違いが発生し、様々な問題が発生してしまいます。

- (1) 『SMS-ASP (産廃 WEB)』 インストーラーを、弊社ホームページからダウンロード取得します。
- (2) (1) でダウンロード保存した場所にある『SanpaiWEB_Setup.msi』をダブルクリックして開きます。
- (3) 『次へ』 ボタンをクリックした後、インストーラーの指示に従って、本ソフトウェアをインストールします。
『キャンセル』のクリックなど途中で中止した場合は、もう一度、最初からインストールし直してください。



- (4) インストールを確認します。

『産廃イチロー』を起動し、メインメニューに『**SMS-ASP**』が新たに追加されたことを確認します。
確認できれば、『SMS-ASP (産廃 WEB)』システムが正常にインストールされています。



4. 会社情報登録

運用開始前の初期設定です。**初回1度だけ、作業を行います。**

メインメニューの『SMS-ASP』→『会社情報登録』をクリックして開きます。

名称	伊那火工場内煙火店	
郵便番号	642-0017	
住所1	和歌山県海南市南赤坂1	
住所2	和歌山リサーチラボ403A	
電話番号	073-484-2121	
FAX番号	050-3431-3120	
SMS_ID	987654321	
パスワード	***	
一次排出事業者		かな検索(K)
二次排出事業者		かな検索(K)
運搬受託者1	1	ASPデモ産廃業者 かな検索(K)
運搬受託者2		かな検索(K)
運搬受託者3		かな検索(K)
処分受託者1	1	株式会社 海山三角開発 かな検索(K)
処分受託者2		かな検索(K)
処分受託者3		かな検索(K)
メールアドレス	mn@sms-corp.net	

クリア 再読み込み 登録 閉じる

※ 本画面で『名称』などが表示されない場合は、メインメニュー『マスターメンテナンス (M)』→『基本マスター』→『会社情報』画面で、『コード』が『1』の会社 (自社) 情報を登録してください。

(1) 『SMS_ID』と『パスワード』を入力します。

『SMS-ASP』登録時に、弊社から受け取った『SMS-ID』と『パスワード』を入力して登録します。

※ 『SMS-ASP 会員登録完了通知書』に記載されています。

※ 通知書は、弊社から宅配にてお送りしております。
メールや FAX で送付している場合もございます。

(2) 『運搬受託者』と『処分受託者』を選択します。

自社がマスター登録されている業のみご登録ください。

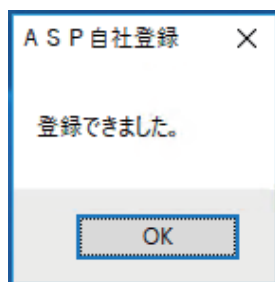
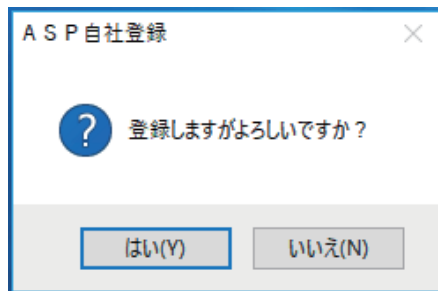
※ 前もって『運搬受託者マスター』または『処分受託者マスター』に、自社の情報を登録しておいてください。

-
- (3) 『メールアドレス』を入力します。

マニフェストの運用作業を担当される方が、日常的に閲覧可能なメールアドレスをご登録ください。

- (4) 『登録』をクリックします。

下の確認メッセージが表示されますので、『はい』をクリックします。



『登録できました。』と表示されれば『OK』です。

『登録に失敗しました。』と表示された場合は、インターネットに接続されているかを確認、入力した『SMS-ID』や『パスワード』に誤りがないか確認したあと、もう一度『登録』ボタンをクリックしてください。

- (5) 登録が完了したら、『産廃イチロー』のメインメニューを一旦終了し、起動し直してください。

起動し直すと、『SMS-ASP』メニューに、各種メニューが表示されるようになります。

5. 一括アップロード

運用開始前の初期設定です。**初回1度だけ、作業を行います。**

現時点の各種マスターを、『SMS-ASP』サーバーへアップロードする作業です。

『SMS-ASP』運用が始まると、各種マスターやマニフェストは『保存』するだけで、自動的に同期がとられます。
ユーザー様は、何も意識する必要はありません。

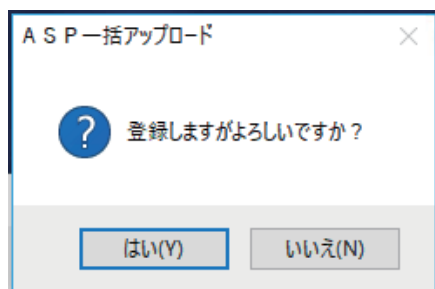
途中で処理を止めることはできませんので、ご注意ください。

- (1) メインメニューから『SMS-ASP』→『一括アップロード』をクリックして開きます。



- (2) 各マスターが『全選択』チェックされた状態で画面が開きますので、そのまま『実行』ボタンをクリックします。

下の確認メッセージが表示されますので、『はい』をクリックし、アップロードを行います。



目安として**1分間に500件**のペースです。

※ インターネット回線の速度に依存しますので、環境によって遅くなることもあります。

特に『**排出事業場**』は件数が多いと思われます。アップロード開始の際はご注意ください。
必要に応じて、**チェックを外して分割してアップロード**を行ってください。

- (3) 『登録できました。』と表示されれば完了です。『OK』をクリックして画面を閉じます。

6. 『運搬受託者マスター』のWEB 対応処理

メインメニューから『マスターメンテナンス (M)』→『運搬受託者』をクリックします。

『4. 会社情報の登録』で登録した貴社が、『運搬受託者』に該当する場合、『運搬受託者マスター』で以下の情報を編集します。

『JWNET』から届いた『加入証』と『JWNET 加入内容のお知らせ (その1)・(その2)』をご用意ください。
『加入者区分』が『**収集運搬業者**』になっていることをご確認ください。

運搬受託者マスター - <WEBデモ> - 産廃イテロー

コード: 1 / 22 | 絞り込み | 追加 | 削除 | 保存 [F11] | 印刷 | ツール

マニフェスト編集時 ☒ 表示する

年次報告用
地区コード: 30 和歌山県
代表者: 代表取締役 前 真司

マニフェスト運搬担当者: マニフェスト運搬担当者はマニフェスト登録をするごとに自動追加されます
! 運搬担当者を追加するときは、運搬担当者マスターをご利用ください。運搬担当者コンボ内の表示、非表示についてはこちらをご利用ください。

氏名は変更できません。削除して追加してください。(読取専用時も有効)

氏名: 氏名追加 行削除

表示 産廃イテロー
表示 運搬太郎
表示 中村

加入者番号: D209788 EDI利用確認キー: 92401138

自社区分: 自社

公開確認番号: 687879 E_mail: mn@sms-corp.net

☐ 電子マニフェスト搬入 ☐ 自社搬入

コード	カナ	名称	郵便番号	住所1	住所2
000001	エーエスエムサンプライベイト	ASPデモ産廃業者	642-0017	和歌山県海南市南赤坂11番地	和歌山リサーチラボ
000002	キヤ	株式会社 ソフトウェアご提案 貴社	640-8222	和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地	
000003	タイエイ	太平洋運送商事 株式会社	647-0041	和歌山県新宮市野田7800番地	
000004	エービーシー	エービーシー 収集運搬(株)	640-8323	和歌山県和歌山市太田3456番地	
000005	マルマルクンパン	株式会社 ○の運搬	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神4丁目12番地	
000006	ショウショウウンパ	収集運搬(株)	123-4567	兵庫県	明石市
000015	テストショウショウ	テスト収集運搬業者2	640-8273	和歌山県和歌山市菱町9800番地	

『他社』の『運搬受託者』であっても、『加入者番号』・『公開確認番号』は、入力が**必要**です。

加入者番号

『加入証』に記載された『加入者番号』を入力します。

『利用開始日』が、運用開始をする日より前の日付になっているかご確認ください。
まだ『利用開始日』になっていない場合は、送受信ができません。

EDI 利用確認キー

『EDI 利用確認キー』を入力します。

公開確認番号

『処理業者公開パスワード』を入力します。

E_mail (電子メールアドレス)

マニフェストの運用作業を担当される方が、日常的に閲覧可能なメールアドレスをご登録ください。
『4. 会社情報の登録』で登録したメールアドレスと同じものでも問題ありません。

※『(電子マニフェスト) 搬入』の項目、『自社搬入』チェックについて

『会社マスター』に登録の業者（貴社）では使用しないでください。

『排出事業者』が直接、貴社の『積替保管場所』または『処分場』に、廃棄物を搬入する場合にチェックして設定します。

『自社搬入』の場合、『加入者番号』と『EDI 利用確認キー』には『排出事業者』のものを設定します。
『公開確認番号』については入力不要です。詳細は、次頁をご参照ください。

7. 『積替保管場所マスター』のWEB 対応処理

積替保管場所を保有していない場合は、設定不要です。

メインメニューから『マスターメンテナンス (M)』→『積替保管場所』をクリックして開き、『4. 会社情報の登録』で登録した貴社の以下の情報を、『積替保管場所マスター』で編集します。

コード	運搬受託者	コード	カナ	郵便番号	名称	住所1	住所2
000001	ASPデモ産廃業者	000001	シカサカサカ	649-6339	〇〇積替え保管場所	和歌山県和歌山市弘西〇〇番地	
000001	ASPデモ産廃業者	000003	サンカサカ	640-0114	△△積替保管場所	和歌山県和歌山市磯の浦積替え...	
000001	ASPデモ産廃業者	000004	ワヤササ	642-0017	和歌山リサーチラボ	和歌山県海南市南赤坂11番地	和歌山リサーチラボ
000002	株式会社 ソフトウェア...	000001	ホカサカ	640-8233	貴社 積み替え保管場所	和歌山県和歌山市北坂ノ上丁6...	
000003	太平洋運送商事 株式会社	000001	ツカサカ	641-0002	積み替え保管 〇〇〇〇運送商事	和歌山県和歌山市新中島3456...	
000004	イーピーシー 収集運搬(株)	000001	エド	641-0003	ABC保管場所	和歌山県和歌山市坂田45000...	
000044	あいうえ集運株式会社	000001			同 左		
000044	あいうえ集運株式会社	000002	カサカサ	641-0025	一二三四五六七八九〇一二三...	一二三四五六七八九〇一二三...	一二三四五六七八九〇一二三...
000055	株式会社 中商	000001	ツカサカ		積み替え保管場所 です		
000056	株式会社エスエムエス	000001	シカサカ	649-6339	〇〇積替え保管場所	和歌山県和歌山市弘西〇〇番地	
000056	株式会社エスエムエス	000002	サンカサカ	640-0114	△△積替保管場所	和歌山県和歌山市磯の浦積替え...	
000056	株式会社エスエムエス	000003	ワヤササ	642-0017	和歌山リサーチラボ	和歌山県海南市南赤坂11番地	和歌山リサーチラボ

事業場番号

『事業場番号』は、『J WNETシステム』で、貴社が登録された『積替保管場所』のコードです。

※『事業場番号』が未設定の場合は『001』が設定されたものとして扱います。

※『事業場番号』が誤っている場合は、正しい『積替保管場所』として送信されません。

運搬受託者加入者番号

『運搬受託者マスター』の『(電子マニフェスト) 搬入』で、『自社搬入』にチェック設定されている場合にのみ、その『運搬受託者』(=『排出事業者』)の『加入者番号』を入力します。

事業場コード	事業場名称	郵便番号	所在地	電話番号
001	〇〇積替え保管場所	649-6339	和歌山県和歌山市弘西〇〇番地	073-400-4000
002	△△積替保管場所	640-0114	和歌山県和歌山市磯の浦積替え保管住所222番地	073-999-8785
123	和歌山リサーチラボ	642-0017	和歌山県海南市南赤坂11番地	073-484-2121

※『運搬受託者マスター』の『(電子マニフェスト) 搬入』で『自社搬入』にチェック設定されている場合『自社搬入』業者として扱います。

『自社搬入』の場合、『積替保管場所』の持ち主の情報を入力し、登録します。

- 事業場番号 事業場 (= 積替保管場所) を所持している『運搬受託者』の『事業場番号』
- 運搬受託者加入者番号 事業場 (= 積替保管場所) を所持している『運搬受託者』の『加入者番号』

1. 他社（収集運搬業者）が保有する積替保管場所へ持ち込む場合

- 『運搬受託者マスター』に、自社（ユーザー様）の情報を登録をします。
 - 『公開確認番号』、『加入者番号』、『EDI 利用確認キー』は、自社（ユーザー様）の情報を登録します。
 - 『（電子マニフェスト）搬入』は、『自社搬入』にチェックは入れません。
- 『積替保管場所マスター』で、他社が保有する『積替保管場所』の情報を登録します。
『運搬受託者』には、上記 (1) で登録した、自社（ユーザー様）を入力指定し、ひも付けて作成します。

以下の3項目に、**他社の情報**を登録します。

- ・公開確認番号
- ・事業場番号
- ・運搬受託者加入者番号

この情報については、弊社では確認できかねますので、ユーザー様において、『積替保管場所』を保有されている他社様にご確認をお願いします。

【運搬受託者マスター】

運搬受託者マスター - WEBデモ中 - 産業イテロー

コード: 1 / 22 | 絞り込み | 追加 | 削除 | 保存 [F11] | 印刷 | ツール

コード	1	マニフェスト編集時	☒ 表示する	年次報告用	
カナ	イーエスエムサバハイキョウ			地区コード	30 和歌山県
名称	ASPデモ産廃業者			代表者	
郵便番号	642-0017	郵便番号変換	住所から変換	名称1	
住所1	和歌山県			名称2	
住所2				名称3	
電話番号	073-000-0000	FAX番号	073-111-1111	自社区分	自社
法人番号		情報取得	番号取得	公開確認番号	111111111
加入者番号	333333	EDI利用確認キー	77777777	E_mail	1111@sms-corp.net
				（電子マニフェスト）搬入	☐ 自社搬入

チェックなし

コード	カナ	名称	郵便番号	住所1	住所2
000001	イーエスエムサバハイキョウ	ASPデモ産廃業者	642-0017	和歌山県海南市南赤坂11番地	和歌山リサーチラボ

【積替保管場所マスター】

積替保管場所マスター - WEBデモ中 - 産業イテロー

コード: 1 / 12 | 絞り込み | 追加 | 削除 | 保存 [F11] | 印刷 | ツール

運搬受託者	1	ASPデモ産廃業者	検索 (K)	年次報告用	
コード	1	マニフェスト編集時	☒ 表示する	地区コード	72 和歌山県和歌山市
カナ	シカシカシカ			名称1	
名称	〇〇積替え保管場所			名称2	
郵便番号	649-6339	郵便番号変換	住所から変換	名称3	
住所1	和歌山県和歌山市弘西〇〇番地			公開確認番号	9876543210
住所2					
電話番号	073-400-0000	FAX番号	073-400-0000		
事業場番号	001	運搬受託者加入者番号	1234567		

他社の運搬受託者の積替保管へ持ち込む場合

コード	運搬受託者	コード	カナ	郵便番号	名称	住所1	住所2
000001	ASPデモ産廃業者	000001	シカシカシカ	649-6339	〇〇積替え保管場所	和歌山県和歌山市弘西〇〇番地	

2. 排出事業者が、自社（ユーザー様）保有の積替保管場所へ持ち込む場合

- (1) 『運搬受託者マスター』に、排出事業者の名前で情報を登録をします。
 - ・『加入者番号』と『EDI 利用確認キー』は、排出事業者様の情報を登録します。
 - ・『(電子マニフェスト) 搬入』は、『自社搬入』にチェックを入れます。
 - ・『公開確認番号』は、入力不要です。
- (2) 『積替保管場所マスター』で、自社（ユーザー様）が保有する『積替保管場所』の情報を登録します。
『運搬受託者』には、上記 (1) で登録した、排出事業者を入力指定し、ひも付けて作成します。

以下の2項目には、**自社（ユーザー様）の情報を登録**します。

- ・事業場番号
- ・運搬受託者加入者番号

【運搬受託者マスター】

運搬受託者マスター <WEBデモ中> - 産廃イテロー

コード: 56 マニフェスト編集時 ☒ 表示する

カナ: イエムエス

名称: 株式会社イエムエス

郵便番号: 640-8222 郵便番号変換 住所から変換

住所1: 和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地

住所2:

電話番号: 073-435-4111 FAX番号: 073-435-4115

法人番号:

加入者番号: 4444444 EDI利用確認キー: 2222222222

名称1: 名称2: 名称3:

地区コード: 72 和歌山県和歌山市

代表者:

自社区分: 他社

公開確認番号: E_mail:

〈電子マニフェスト〉搬入 ☒ 自社搬入

チェックあり

【積替保管場所マスター】

積替保管場所マスター <WEBデモ中> - 産廃イテロー

運搬受託者: 56 株式会社イエムエス 検索(K)

コード: 1 マニフェスト編集時 ☒ 表示する

カナ: シカワカワカハカハカハ

名称: 〇〇積替え保管場所

郵便番号: 649-6339 郵便番号変換 住所から変換

住所1: 和歌山県和歌山市弘西〇〇番地

住所2:

電話番号: 073-400-0000 FAX番号: 073-400-0000

事業場番号: 001 運搬受託者加入者番号: 3333333

名称1: 名称2: 名称3:

地区コード: 72 和歌山県和歌山市

←排出事業者の自社搬入

8. 『処分場マスター』のWEB対応処理

メインメニューから『マスターメンテナンス (M)』→『処分場』をクリックします。

『4. 会社情報の登録』で登録した貴社が『処分受託者』に該当する場合、『処分場マスター』で、以下の情報を編集します。

『JWNET』から届いた『加入証』と『JWNET 加入内容のお知らせ (その1)・(その2)』をご用意ください。

『加入者区分』が『処分業者』になっていることをご確認ください。

『収集運搬業者』だけのユーザー様も、『加入者番号』と『公開確認番号』はご登録ください。

※ 貴社が『SMS-ASP』サービスを提供する、他社様の『処分場』の情報を入力していただくことになりますので、『処分受託者』様、または『JWNET』上でご確認ください。

『他社』の『(最終) 処分場』の場合は、『加入者番号』・『公開確認番号』・『EDI 利用確認キー』の3項目について、入力は不要です。

加入者番号

『加入証』に記載された『加入者番号』を入力します。

『利用開始日』が、運用開始をする日より前の日付になっているかご確認ください。

まだ『利用開始日』になっていない場合は、送受信ができません。

EDI 利用確認キー

『EDI 利用確認キー』を入力します。

公開確認番号

『処理業者公開パスワード』を入力します。

E_mail (電子メールアドレス)

manifestの運用作業を担当される方が、日常的に閲覧可能なメールアドレスをご登録ください。

『4. 会社情報の登録』で登録したメールアドレスと同じものでも問題ありません。

※『(電子マニフェスト) 処分』の項目、『自社処分』チェックについて

『会社マスター』に登録の業者（貴社）では使用しないでください。

『排出事業者』が、自ら排出したごみを『自社』で処分する場合に、チェックして設定します。
ただし、排出・運搬・処分とも『排出事業者』が処理する場合は、報告不要業者となるため、
『電子マニフェスト』を作成できませんので、ご注意ください。

※ 処分終了報告が不要な（全て有価物となる）ケースについて

処分不要業者を登録する時は、『加入者番号：00000000』（0 が 7 桁）で登録します。

これは、処分終了報告が不要な時（全て有価物となる）の登録方法です。

この登録をした場合、**この処分場で処分終了報告は、一切できなくなる**のでご注意ください。
該当のマニフェスト内で、部分的に有価物がある場合は、上記設定ではなく、『有価物収集量』の欄を使用します。

※ 処分場を新設した場合の対応について

『加入者番号』は、『処分場』ごとに付与される番号です。

そのため、『処分場』を新設したときには、『処分場マスター』に新規追加するとともに、
『SMS-ASP（産廃 WEB）』システムにも、新たに登録が必要となります。
弊社にご連絡をお願いいたします。

9. 『排出事業者マスター』のWEB 対応処理

3つの設定方法があります。

運用方法によって、設定が異なりますので**排出事業者ごとで個別の設定が必要となります。**

ここで運用に見合った設定をしないと、正常に送信ができないことがありますので、確実に設定をお願いします。

※ 産廃業者が、『産廃イチロー』でマニフェストを新規作成しない場合は、『3』の設定のみとなります。
『1』と『2』の設定はしないようにお願いします。

メインメニューから『マスターメンテナンス (M)』→『排出事業者』をクリックします。

『4. 会社情報の登録』で登録した貴社が、『SMS-ASP』サービスを提供する『排出事業者』の登録画面を呼び出し、3つのケースに応じて、項目の設定を行います。

1

産廃業者が、マニフェストデータを産廃イチロー上で新規作成し、JWNETへの送信まで完了させる。（排出事業者の代わりに、産廃イチロー上で代理入力をする）

※ 産廃イチローでマニフェストを新規作成しない場合は、こちらの設定ではありません。

排出事業者マスター <WEBデモ中> - 産廃イチロー

コード: 2

カナ: エーエスピーデモハイシュ

名称: ASPデモ排出事業者

郵便番号: 642-0017

住所1: 和歌山県海南市南赤坂11番地

住所2: 和歌山県海南市南赤坂11番地

電話番号: 050-3431-3393

FAX番号: 050-3431-3120

交付者種別: 二次交付事業者

名称1:

名称2:

名称3:

能本コード:

法人番号:

加入者番号: D329364

パスワード: 100002

E_mail: mn@sms-corp.net

ED利用確認キー: 92401138

電子マニフェスト: ☒ 収集運搬受託者がSMS-ASPで直接送信する ☐ 排出事業者がSMS-ASPで直接送信する

年次報告用

地区コード: 30

事業所コード:

管理責任者役職:

代表者: 代表取締役 榎本太郎

普通許可番号:

特管許可番号:

報告書を排出事業者単位でまとめる ☐ 交付等状況 ☐ 運搬実績 ☐ 処分実績 ☐

マニフェスト交付担当者: 担当者はマニフェスト登録をすることに自動追加されます

☐ 事業場ごとの交付担当者機能を利用する(事業場間で同一担当者が多いと管理が煩雑になる) 氏名は変更できません。削除して追加してください。(読取専用時も有効)

所属:

氏名:

担当者E_mail:

表示:

所属:

氏名:

氏名追加:

行削除:

コード:

カナ:

名称:

郵便番号:

住所1:

住所2:

000001 イスエムエス 株式会社イスエムエス 640-8222 和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地

000002 エーエスピーデモハイシュ ASPデモ排出事業者

000003 シュウカシヨゴ 中間処理後排出事業者

000004 ウキマザンカクセツ 株式会社 海山三角建設

000005 ヒガシムラヤマゴ 東村山工業株式会社

000006 シザンカクセツ 株式会社 下三角病院排出

SMS ASP

簡単! 便利! 広がる産廃ネットワーク!

SANPAI 産廃ASPサービス

ウェブでカンタンにマニフェスト管理

ウェブでカンタンに契約書作成が可能

電子マニフェストにワンクリック登録

パスワードは、下記画面でログインするときの情報です。

【必須入力項目】

① 加入者番号

『加入者番号』は、排出事業者様にご確認ください。

② EDI 利用確認キー

『EDI 利用確認キー』は、排出事業者様にご確認ください。

⑤ 電子マニフェスト

『収集運搬受託者が SMS-ASP で直接送信する』にチェックを入れてください。

※ ①と②は『JWNET EDI 版利用書』に記載されています。

【任意入力項目】

③ パスワード

ユーザ様が任意に設定できます。

『排出事業者』が『SMS-ASP』にログインする時に、本パスワードを利用します。

④ E_mail

『JWNET』へマニフェスト送信予約をした時などに、本メールアドレスにメールが届きます。

メールが送信されるタイミング

- ・電子マニフェストが『産廃イチロー』で保存された時
- ・正常に『JWNET』送信が完了した時
- ・夜間バッチ処理で、送信が失敗した時

※ 夜間バッチ処理とは、20:00 ～ 08:00 までの間、『JWNET』に電子マニフェストを送信する作業のことです。

④ E_mail

『排出事業者』のメールアドレスを登録してください。

『SMS-ASP』上で『送信予約』(仮予約)されたことを、『排出事業者』にお知らせする必要がありますので、必ず設定してください。

⑤ 電子マニフェスト

『排出事業者が SMS-ASP で直接送信する』にチェックを入れてください。

3

排出事業者がJWNET上(又は他社ソフト)で新規作成したマニフェストデータをダウンロードして、運搬、処分終了報告、最終処分終了報告のみを産廃イチローから処理する場合。産廃業者が、産廃イチロー上でマニフェストを新規作成しない場合は全てこちらの設定です。

※ 仮に産廃業者がJWNET上で排出事業者に代わり代理入力をしたとしても、こちらの設定です。

排出事業者マスター <WEBデモ中> - 産廃イチロー

コード: 2 マニフェスト編集時 表示する

カナ: エーエスピー・デモ・パシフィック

名称: ASPデモ排出事業者

郵便番号: 642-0017 郵便番号変換 住所から変換

住所1: 和歌山県海南市南赤坂11番地

住所2: 和歌山リサーチラボ

電話番号: 050-3431-3393 FAX番号: 050-3431-3120

交付者種別: 二次交付事業者 自区分: 自社

名称1: 名称2: 名称3:

熊本コード:

1 加入者番号: D329364 ED利用確認キー: 92401138

パスワード: 100002

E_mail: mn@sms-corp.net

電子マニフェスト: ☐ 収集運搬受託者がSMS-ASPで直接送信する ☒ 排出事業者がSMS-ASP以外でJW-NETへ送信する(電子を使わない場合もこちら) 5

マニフェスト交付担当者: 担当者はマニフェスト登録をすること自動追加されます

☐ 事業場ごとの交付担当者機能を利用する(事業場間で同一担当者が多いと管理が困難になる) 氏名は変更できません。削除して追加してください。(読取専用時有効)

所属: 氏名: 氏名追加 行削除

担当者E_mail: 表示 所属: 氏名: E

コード	カナ	名称	郵便番号	住所1	住所2
000001	エスエムエス	株式会社エスエムエス	640-8222	和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地	
000002	エーエスピー・デモ・パシフィック	ASPデモ排出事業者	642-0017	和歌山県海南市南赤坂11番地	和歌山リサーチラボ
000003	フェウカシヨゴ	中間処理後排出事業者	640-8222	和歌山県那賀郡粉川町3800番地	
000004	ウキヤマカクンゼツ	株式会社 海山三角建設	547-0001	大阪府大阪市平野区加美北5丁目3800...	
000005	ヒカシムラヤマコ	東村山工業株式会社	641-0007	和歌山県和歌山市小雑賀38900番地	
000006	シサカカウイン	株式会社 下三角病院排出	641-0003	和歌山県和歌山市坂田1345番地の123...	

最終更新者: 管理者 最終更新日: 2015/08/20 16:12

【必須入力項目】

① 加入者番号

『加入者番号』は、排出事業者様にご確認ください。

⑤ 電子マニフェスト

『排出事業者が SMS-ASP 以外で JW-NET へ送信する (電子を使わない場合もこちら)』にチェックを入れてください。

10. マスターデータの確認

以下の確認作業については、**自社で使用するマスターのみの確認、登録で OK です。**

新規追加時に設定入力して登録済みのケースもありますが、古くから『産廃イテロー』をご利用いただいている場合、『電子用コード』が空白のままのケースもあるため、確認、登録作業が必要になります。

各マスターのレコードに対応する『電子マニフェスト用コード』が設定されているか、を確認します。

設定されていない場合は、『電子マニフェスト用コード』を確認、設定します。

コードの確認については、『【付録】電子マニフェストシステム各種コード表』をご利用ください。

- (1) 『処分方法マスター』の『電子用処分方法コード』を確認、設定します。

※『【付録】電子マニフェストシステム 各種コード表』 13 ページ参照

処理コード	処理方法	処分コード	処分方法
2	中間処理	05	油水分離
2	中間処理	06	中和
2	中間処理	07	破碎
2	中間処理	08	圧縮
2	中間処理	09	溶融
2	中間処理	10	選別
2	中間処理	11	固形化
2	中間処理	12	ばい焼
2	中間処理	13	分解

自社で契約している『処分方法』すべてに対して、設定を確認します。

設定されていない場合は、『【付録】電子マニフェストシステム 各種コード表』で該当するコードを調べてから、『処分方法マスター』画面で入力設定し、保存してください。

- (2) 『産業廃棄物名称マスター』の『電子用廃棄物分類コード』を確認、設定します。

※『【付録】電子マニフェストシステム 各種コード表』 1 ページ参照

種類コード	産業廃棄物種類	名称コード	産業廃棄物名称
0600	廃プラスチック類	0005	廃PE
0600	廃プラスチック類	0006	発泡スチロール
0600	廃プラスチック類	0007	廃タイヤ
0600	廃プラスチック類	0008	ウエス
0700	紙くず	0000	紙くず

電子マニフェストにおける『廃棄物分類コード』は 7桁の数値ですが、『産業廃棄物名称マスター』画面上では、4桁で登録するようになっています。

『JWNET』においては、『分類コード』の 上4桁分のみ利用し、下3桁は無視されるからです。

- (3) 続けて、以下の3つのマスターについても同様に、『電子マニフェスト用コード』を確認、設定します。

- ・単位マスター
- ・荷姿マスター
- ・有害物質マスター

**『3. インストール～10. マスターデータの確認』までが
運用上必要な初期設定です。**

運用が始まってからも、マスターなどの編集や追加の作業
が必要な場合がありますが、10. までの作業を終了すると
『SMS-ASP』システムをご利用いただけるようになります。

【特記事項】 パスワードについて

※【9. 『排出事業者マスター』の WEB 対応処理】参照

『排出事業者マスター』に設定したパスワードは、あたかも、ユーザ様（貴社）が用意をしたと思われる（弊社）ホームページ（下図参照）へ、『排出事業者』様がログインする際に利用するパスワードです。



『排出事業者』様が、（貴社が登録した）電子や紙の『マニフェスト』データを見るときには、次の URL を開いて、『ユーザ ID』と『パスワード』を入力、弊社ホームページにログインいただきます。

<https://www.sanpaiasp.net/>

- ・ユーザ ID 『SMS-ASP 会員登録完了通知書』の『SMS ID』をご利用ください。
- ・パスワード 『排出事業者マスター』に登録した『パスワード』です。

※『SMS ID』は、ひとつしかないため、全ての排出事業者で共通の番号です。

『パスワード』は、排出事業者ごとに、別の内容を登録してください。（半角英数字で最大 20 文字）

従って、『排出事業者』様へは

- ・『排出事業者マスター』で設定した『パスワード』
- ・SMS ID
- ・上記 URL <https://www.sanpaiasp.net/> の 3 つの項目をご連絡ください。

※ 本説明書の『23. 【サンプル】排出事業者様へのご案内状』に、お知らせされる際の、例文を掲載しておりますので、ぜひご参照ください。

11. 基本操作（実際の業務の進めかた）

『3. インストール～10. マスターデータの確認』までの、初期設定が完了していることが前提です。
大きく分けて2つのパターンがあります。

1. 電子マニフェスト新規作成を、排出事業者が行う場合

※ 産廃業者様（ユーザー様）は、運搬・処分・最終処分終了報告のみを行う時

- (1) 『JWNET』に登録済みの『電子マニフェスト』を『産廃イチロー』へダウンロードします。

まずは、土台となる『電子マニフェスト』を『産廃イチロー』へ『取込み』ます。

メインメニューから『SMS-ASP』→『ダウンロード』をクリックします。

『ASP データダウンロード』画面で、取込み可能な状態に編集し、『取込み』を行います。

基本的に『前回取込み日付』～『本日日付』を指定し、『最終更新日』を選択して『照会』で抽出されるデータを、全て『取込み』してください。

- (2) 『産廃イチロー』に取り込んだ『マニフェスト』を開き、『運搬』・『処分』の情報を入力して『F11 保存』します。

- ・運搬 運搬担当者、車両、運搬終了日、運搬数量と単位（『数量メモ』の項目内）
- ・処分 処分担当者、処分終了日、処分数量と単位（『数量メモ』の項目内）

※『F11 保存』すると、自動的に『送信予約』が作られます。

『紙マニフェスト』の登録と同じように、意識することなく『電子マニフェスト』を扱うことができます。

- (3) 『送信予約リスト』の内容を確認して問題がなければ、PDF ファイル、または印刷物として出力し、保管します。

ここに表記されている『送信予約』内容が、その日の夜間に、自動的に『JWNET』へ送信されます。

表記されている内容のみが送信される仕組みです。

送信したい内容が表記されていない場合は、マニフェストをもう一度『F11 保存』してください。

それでも表記されない場合は、調査が必要です。

『送信予約リスト』は、その日の作業が、全て終了してからご確認ください。

作業途中ですと、変更箇所が出てくる可能性があるためです。

メインメニューから『SMS-ASP』→『チェックリスト』をクリックして開き、『送信予約リスト』を選択して『印刷』します。

- (4) 翌日『送信済みリスト』を出力して、前日の『送信予約リスト』の内容と相違ないか確認します。

送信に失敗している場合は、ご登録のメールアドレス宛に、送信失敗の旨と原因が送信されています。

メインメニューから『SMS-ASP』→『チェックリスト』をクリックして開き、『送信済みリスト』を選択して『印刷』します。

2. 電子マニフェスト新規作成を、産廃業者様（ユーザー様）が行う場合

※ 産廃業者様（ユーザー様）が、マニフェスト新規作成、運搬・処分・最終処分終了報告を行う時

- (1) 『産廃イチロー』で『電子マニフェスト』を新規作成します。

『紙マニフェスト』を作成するのと同じような感覚で、簡単に作成できます。

また、『運搬』・『処分』の情報を、同時に入力することもできます。

- ・ 運搬 運搬担当者、車両、運搬終了日、運搬数量と単位（『数量メモ』の項目内）
- ・ 処分 処分担当者、処分終了日、処分数量と単位（『数量メモ』の項目内）

※『F11 保存』をすると、自動的に『送信予約』が作られます。

- (2) 『送信予約リスト』の内容を確認して問題がなければ、PDF ファイル、または印刷物として出力し、保管します。

ここに表記されている『送信予約』内容が、その日の夜間に、自動的に『JWNET』へ送信されます。

表記されている内容のみが送信される仕組みです。

送信したい内容が表記されていない場合は、マニフェストをもう一度『F11 保存』してください。

それでも表記されない場合は、調査が必要です。

『送信予約リスト』は、その日の作業が、全て終了してからご確認ください。

作業途中で、変更箇所が出てくる可能性があるためです。

メインメニューから『SMS-ASP』→『チェックリスト』をクリックして開き、『送信予約リスト』を選択して『印刷』します。

- (3) 翌日『送信済みリスト』を出力して、前日の『送信予約リスト』の内容と相違ないか確認します。

送信に失敗している場合は、ご登録のメールアドレス宛に、送信失敗の旨と原因が送信されています。

メインメニューから『SMS-ASP』→『チェックリスト』をクリックして開き、『送信済みリスト』を選択して『印刷』します。

※ この2. のケースで、『JWNET』への送信前に、『排出事業者』の『確認』を必要とさせる、という運用も可能です。

マニフェストの処理を、完全に『産廃業者』に委ねるのではなくて、『JWNET』に反映（送信）する前に、『排出事業者』様がチェックをする、というやり方です。

12. ダウンロード

『JWNET』から『電子マニフェスト』のデータをダウンロードして、『産廃イチロー』へ取込む処理です。
運用が滞りなく流れ始めたら、毎日行う作業になります。

『抽出日』の欄で『前回取込み日付』～『本日付』を指定入力し、『抽出項目』の欄で『最終更新日』を選択した後、『照会』ボタンをクリックします。その後、ダウンロードが必要なデータが抽出、表示されますので、そのデータを全て『F11取込み』ボタンをクリックして『産廃イチロー』へ取り込みます。こうすることで、取りこぼしを無くせます。どうしても表示が重複するデータは出ますが、上書きされますのでご安心ください。

日々の『ダウンロード・取込み』をしておかないと、『JWNET』のデータと『産廃イチロー』のデータ間で、**食い違いが生じてしまいます。**ご面倒でも、毎日、本作業を行ってください。

メインメニューから『SMS-ASP』→『ダウンロード』をクリックして開きます。

【加入条件】

加入者名

ダウンロードを行う『加入者』（＝貴社）を選びます。
選択できる『加入者』は『会社情報マスター』に登録を行った、貴社の設定内容です。

『運搬』と『処分』の両方を業務としている場合は、必要に応じて『加入者名』を変更して『ダウンロード』作業を行う必要があります。

- 【例】マニフェスト A（貴社が『運搬』と『処分』の両方を行っている） → 『運搬』、『処分』のどちらの加入者名でも抽出されます。
- マニフェスト B（貴社が『運搬』のみ行っている） → 『運搬』の加入者名で抽出。
『処分』の加入者名では抽出されません。
- マニフェスト C（貴社が『処分』のみ行っている） → 『処分』の加入者名で抽出。
『運搬』の加入者名では抽出されません。

【データダウンロード条件】

検索区分

a) 『抽出日で取得』を選択した場合、続いて以下の項目を指定します。

抽出日 期間を、元号 ee/mm/dd ～元号 ee/mm/dd で指定します。
カレンダーから選択して入力できます。
範囲の最大は、30 日間です。

抽出項目 引渡日／登録日／最終更新日／課金発生日 のいずれかを選択します。
初期値は『最終更新日』となっています。

b) 『マニフェスト番号で取得』を選択した場合、続いて以下の項目を指定します。

マニフェスト番号 番号を、00000000000000000000 ~ 999999999999 で指定します。
範囲の最大は、0000 ~ + 3000 番です。

処分方法

- ・『未入力時 自動判定』をチェックした場合

『処分方法』が入力されていない場合に、『産業廃棄物名称マスター』の『マニフェスト詳細データの新規時デフォルト設定』に従って、自動的に判定し、検索結果に反映します。

ASPデータダウンロード-産業イテロー<デモ中>

加入条件
加入者名 D209788T000001 ASPデモ産廃業者(運搬1)

データダウンロード条件
検索区分 ☒ 抽出日で取得 ☐ マニフェスト番号で取得 処分方法 ☒ 未入力時 自動判定 照会
抽出日 H28/02/01 ~ H28/02/29 抽出項目 最終更新日
マニフェスト番号

マニフェスト種別 全てのマニフェスト 印刷 マニフェスト件数 6

産業廃棄物種類名	産業廃棄物種類コード	産業廃棄物名称	産業廃棄物数量	産業廃棄物単位コード	DB_単位名	産業廃棄物確定コード	産業廃棄物確定数量	産業廃棄物確定単位コード
ゴムくず(天然ゴムくず)	600	ゴムくず	77.000	3	kg	03	77.000	3
廃プラスチック類	600	ウエス	7.000	1	t	03	0.200	1
廃プラスチック類	600	廃タイヤ	7.000	1	t	03	0.111	1
廃プラスチック類	600	ウエス	7.000	1	t	03	0.100	1
廃プラスチック類	600	ウエス	3.000	2	m3	03	1.000	1
廃プラスチック類	600	ウエス	1.000	2	m3	03	0	0

産業廃棄物名称マスター<WEBデモ中>-産業イテロー

21 / 89 絞り込み 追加 削除 保存 [F11] 印刷

産業廃棄物種類コード 600 廃プラスチック類
産業廃棄物名称コード 8
名称 ウエス
電子用産業廃棄物分類コード 0600
能率産業廃棄物コード

☒ 以下の機能を使用できるようにする。
マニフェスト詳細データの新規時デフォルト設定
処理区分 2 中間処理 処分方法 19 リサイクル処理
有価物区分 ☐ ※処理区分を入力したら処分方法を入力してください。

※マニフェスト画面上で産業廃棄物名称選択時の初期表示にもなりますが、マニフェスト詳細はこの処理区分処分方法となります。
※処理区分と処分方法の自動判定は処分場マスター選択時にも可能ですが、入力がある場合、後に選ばれたものが優先されます。
※システム設定の詳細マニフェストの新規時にデフォルトを有価とする設定より優先されます。
※マニフェスト画面と詳細マニフェスト画面間において処分方法が大きく外れることがあります。ご注意ください。

種類コード	産業廃棄物種類	名称コード	産業廃棄物名称
0600	廃プラスチック類	0006	発泡スチロール
0600	廃プラスチック類	0007	廃タイヤ
0600	廃プラスチック類	0008	ウエス
0700	紙くず	0000	紙くず

ASPデータダウンロード-産業イテロー<デモ中>

加入条件
加入者名 D209788T000001 ASPデモ産廃業者(運搬1)

データダウンロード条件
検索区分 ☒ 抽出日で取得 ☐ マニフェスト番号で取得 処分方法 ☒ 未入力時 自動判定 照会
抽出日 H28/02/01 ~ H28/02/29 抽出項目 最終更新日
マニフェスト番号

マニフェスト種別 全てのマニフェスト 印刷 マニフェスト件数 6

処分方法コード	DB_処理区分名	DB_処分方法名	処分方法名	処分終了日	処分受付日	処分受入量	処分受入単位コード	DB_処分受入単位名	最終処分終了日
207	中間処理	破砕	破砕	20160206		0	0		
000	中間処理	リサイクル処理	リサイクル処理	20160209		0.200	1	t	
000	中間処理	破砕	破砕	20160210		0	0		
201	中間処理	脱水	脱水			0	0		
000	中間処理	リサイクル処理	リサイクル処理			0	0		
207	中間処理	破砕	破砕			0	0		

※『産業廃棄物名称マスター』で『マニフェスト詳細データの新規時デフォルト設定』の項目が設定されていないと、自動判定できませんので、ご注意ください。

【照会】

加入条件、データダウンロード条件（『抽出日』範囲、または『マニフェスト番号』範囲）を指定した後、『照会』ボタンをクリックします。

『JWNET』に問い合わせを行い、条件に該当する範囲の電子マニフェストをダウンロードします。
この処理は、通常 1 日 1 回のみ実行しますが、1 日の内で 2 回以上行くと、既に存在するマニフェストに上書きされることになります。

『産廃イチロー』でマニフェストを編集していた場合、データが入力前に戻りますのでご注意ください。

【印刷】

マニフェスト種別

全てのマニフェスト／電子マニフェスト／他社電子マニフェスト／取込み可能マニフェスト／
取込み不可マニフェスト のいずれかの絞込み条件を指定し、印刷を実行します。

- | | |
|---------------|--|
| ・ 全てのマニフェスト | 取得した全てのマニフェストを印刷します。 |
| ・ 電子マニフェスト | 自社（＝貴社）が直接送信したマニフェスト
『排出事業者マスター』：『収集運搬受託者が SMS-ASP で直接送信する』
にチェックが入っているケース |
| ・ 他社電子マニフェスト | 他社（＝排出事業者）が送信したマニフェスト
『排出事業者マスター』：『排出事業者が SMS-ASP で直接送信する』
にチェックが入っているケース |
| ・ 取込み可能マニフェスト | 取込みを行ってもイチローシステムに問題をおこさないマニフェスト |
| ・ 取込み不可マニフェスト | 取込みを行うとイチローシステムに問題をおこすマニフェスト |

※ ダウンロード結果リストで、左端の行選択部分が赤色になっている場合は、取り込みできません。
また、黄色になっている場合は、有害、運搬、最終予定、最終処分、連絡番号、備考、中間処理、
障害、のいずれかに、取込みできない部分があります。

マニフェスト件数

『JWNET』からダウンロードしたマニフェストの件数です。

【ファンクションキー】

- | | |
|-----------------|---|
| <u>F1 基 本</u> | 排出事業者送信分 |
| <u>F2 有 害</u> | 排出事業者送信分（『有害物質』情報の取込み） |
| <u>F3 運 搬</u> | 運搬受託者送信分（運搬終了報告、『積替保管』、『運搬担当者』の取込み） |
| <u>F4 最終予定</u> | 排出事業者送信分（最終処分予定の取込み） |
| <u>F5 最終処分</u> | 処分受託者送信分（中間処理業者最終処分報告、『最終処分日』、『処分場』の取込み） |
| <u>F6 連絡番号</u> | 排出事業者送信分（『連絡番号』情報の取込み） |
| <u>F7 備 考</u> | 排出事業者送信分（『備考』情報の取込み） |
| <u>F8 中間処理</u> | 排出事業者送信分（『中間処理』情報の取込み） |
| <u>F9 障 害</u> | 排出事業者送信分（『障害』情報の取込み） |
| <u>F10 表示切替</u> | 全表示（＝『JWNET』からのファイル項目を、全てを表示）と
部分表示（＝必要最小限の項目情報のみを表示）を切替えます。 |
| <u>F11 取込み</u> | 『産廃イチロー』システムに、取込みを行います。 |

【『F11 取込み』処理について】

- ・『F11 取込み』処理は、画面を『F1 基本』に切替えてから行います。
 - ・1行ずつ、または、複数行を選択し、一括して取込むことが可能です。
ただし、取込みできない行がある場合、その行を含めての取込みはできません。
 - ※ 複数行を選択する方法
- | | | |
|--------------------|---------------|------------|
| Shift キーを押しながらドラッグ | 連続した範囲を選択 | |
| Ctrl キーを押しながらクリック | 非連続の1行ずつを複数選択 | することができます。 |
- ・ダウンロード結果リストで、
 - a) 列タイトルの、緑色の項目が『産廃イチロー』システムに取込まれる情報です。
 - b) 左端の行選択部分が、青色の行について
『JWNET』からの受信データで、『削除(マニフェスト自体の取消し)されたデータ』の意味です。
取込可能です。

マニフェスト自体がすでに『JWNET』上に存在しない状態で、削除されたという情報ですが取込みが必要です。
削除済みであるのに表示されるのは気持ち悪いかもしれませんが、情報として表示されます。
 - ・ダウンロード結果リストで、左端の行選択部分が、赤色または黄色になっている場合、その行は『取込み』できません。
 - a) 赤色の行について
現在開かれている項目で、取込みできない部分があります。
画面上に表示されていない場合は、横にスクロール移動させて確認してください。
 - b) 黄色の行について
現在開かれている項目には取込めない部分はありませんが、別な項目に切替えると取込めない部分があります。

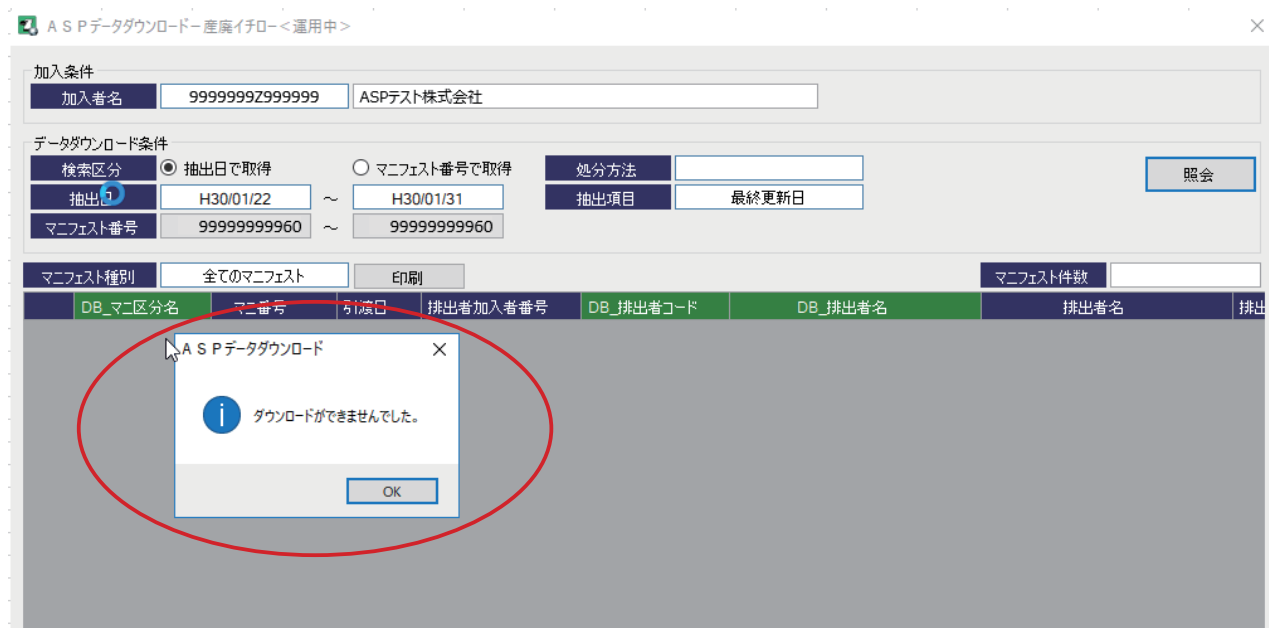
この場合は、黄色の行に選択行を移動してから、ファンクションキー、または画面下部の F2 有害、F3 運搬、F4 最終予定、F5 最終処分、F6 連絡番号、F7 備考、F8 中間処理、F9 障害、の各ボタンをクリックし、表示項目を切替えて確認してください。

取込みできない部分に該当する項目が表示されると、左端の行選択部分が赤色に変わります。
 - ・『取込み』できない行については、以下のどちらかの方法で、修正してから取込みます。
 - a) 『DB_ 排出者コード』、『DB_ 処分方法コード』などの項目は、選択入力が可能に設定されています。
選択できる内容は、各マスター（『排出事業者マスター』、『処分受託者マスター』など）に、予め登録されているデータのみです。
その中から選択して、業者または、コードを指定入力します。
 - b) メインメニューから『マスターメンテナンス (M)』→各マスターを起動します。
新しいデータを『追加』するか、または、登録済みのデータを画面に呼び出し、必要に応じて修正してから『保存 [F11]』します。
その後、『ダウンロード』画面に戻り、再度『照会』ボタンをクリックして取込みを行います。

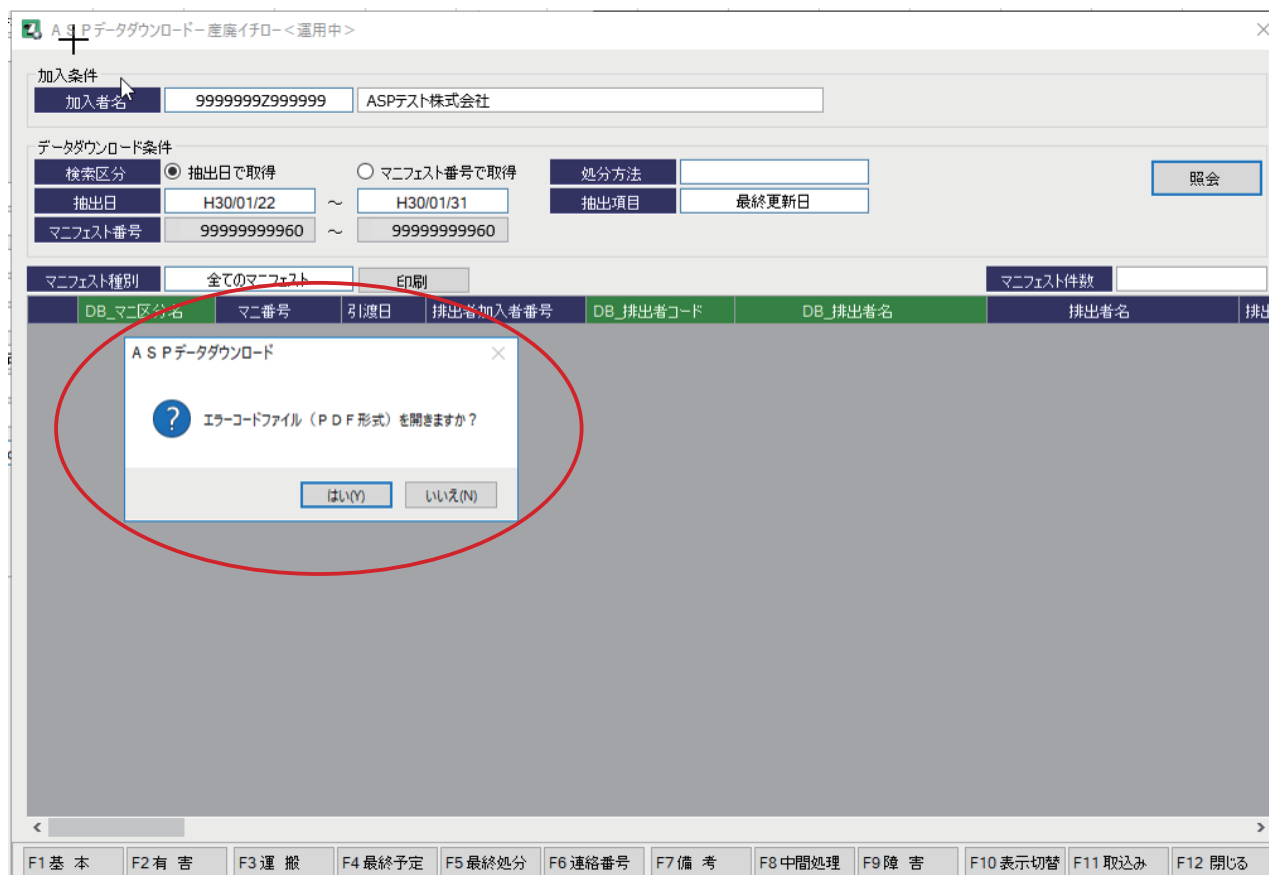
※ 取込み結果の注意事項 …『最終処分終了日』について

- a) 『ひも付け管理』導入ユーザー様
『最終処分終了日』の取込みは行いません。
2次マニフェストを取込む際に、『最終処分日』の取込みができるためです。
 - b) 『ひも付け管理』未導入のユーザー様
『最終処分終了日』の取込みを行います。
導入済みユーザー様と異なり、ひも付け状態が確認できないため、2次マニフェストの取込みだけでは、『最終処分終了日』を、1次マニフェストに反映することができないためです。
 - c) 『ひも付け管理』導入ユーザー様で、ひも付け未設定のマニフェスト
『最終処分終了日』の取込みを行います。
上記、b) の場合と同様です。
-

『ダウンロードができませんでした。』というメッセージが表示された場合



(1) 『OK』をクリックします。



(2) 『はい』をクリックし、PDF ファイルを開きます。



ASPデータダウンロード-産廃イテロー<運用中>

加入条件
 加入者名 9999999Z999999 ASPテスト株式会社

データダウンロード条件
 検索区分 ☒ 抽出日で取得 ☐ マニフェスト番号で取得
 抽出日 H30/01/22 ~ H30/01/31
 マニフェスト番号 99999999960 ~ 99999999960
 処分方法
 抽出項目 最終更新日
 照会

マニフェスト種別 全てのマニフェスト 印刷 マニフェスト件数

エラーコード	登録番号	電子番号
EE02005		

F1 基本 F2 有害 F3 運搬 F4 最終予定 F5 最終処分 F6 連絡番号 F7 備考 F8 中間処理 F9 障害 F10 表示切替 F11 取込み F12 開じる

- (3) 『F9 障害』 ボタンをクリックすると、エラーコード（上記例では『EE02005』）が表示されます。

前ページ (2) で開いた『エラーコードファイル（PDF形式）』で、表示されたエラーコードを検索すると、エラーの原因を追跡することができます。

エラーの内容によって、対処方法が異なります。

13. 通知情報照会

メインメニューから『SMS-ASP』→『通知情報照会』をクリックします。

通知番号	通知コード	通知情報名	通知宛先	通知事業者名	交付番号	交付日	排出事業場名	終了日	区間番号	通知日	
11531044	202	お知らせ	運搬受託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエムエス		1	20170403	マニフェ
11531046	202	お知らせ	運搬受託者	ASPデモ産廃業者	70004747403	20170401	株式会社エスエムエス		1	20170403	マニフェ
11531074	204	お知らせ	運搬受託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエムエス		1	20170403	マニフェ
11531077	204	お知らせ	運搬受託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエムエス		1	20170403	マニフェ
11534557	204	お知らせ	運搬受託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエムエス		1	20170404	マニフェ
11556102	330	重要	処分受託者	デモ処分場	70004449244	20161010	アイティ 事業部			20170411	最終処
11556104	330	重要	処分受託者	デモ処分場	70004449255	20161011	アイティ 事業部			20170411	最終処
11563543	330	重要	処分受託者	デモ処分場	70004449581	20161014	アイティ 事業部			20170413	最終処

【絞込み条件】

通知情報 照会済み含む／照会済み省く のどちらかを選択します。

通知種別 重要通知／お知らせ通知／全ての通知 のいずれかを選択します。

- ・重要通知 法律で定められているもの
- ・お知らせ通知 法律には特に定められていないもの

通知日（から）、通知日（まで）

期間を、元号 ee/mm/dd ～元号 ee/mm/dd で指定します。
カレンダーから選択して入力できます。

業者設定 自社のみ／JWNET 加入者 のどちらかを選択します。

- ・『JWNET 加入者』を選択した場合、続いて『JWNET 加入者』を選択指定します。

通知内容 通知内容を絞り込みたい場合は、ドロップダウンリストの中から、いずれかの項目を選択指定します。
未入力時は、全ての『通知内容』が対象となります。

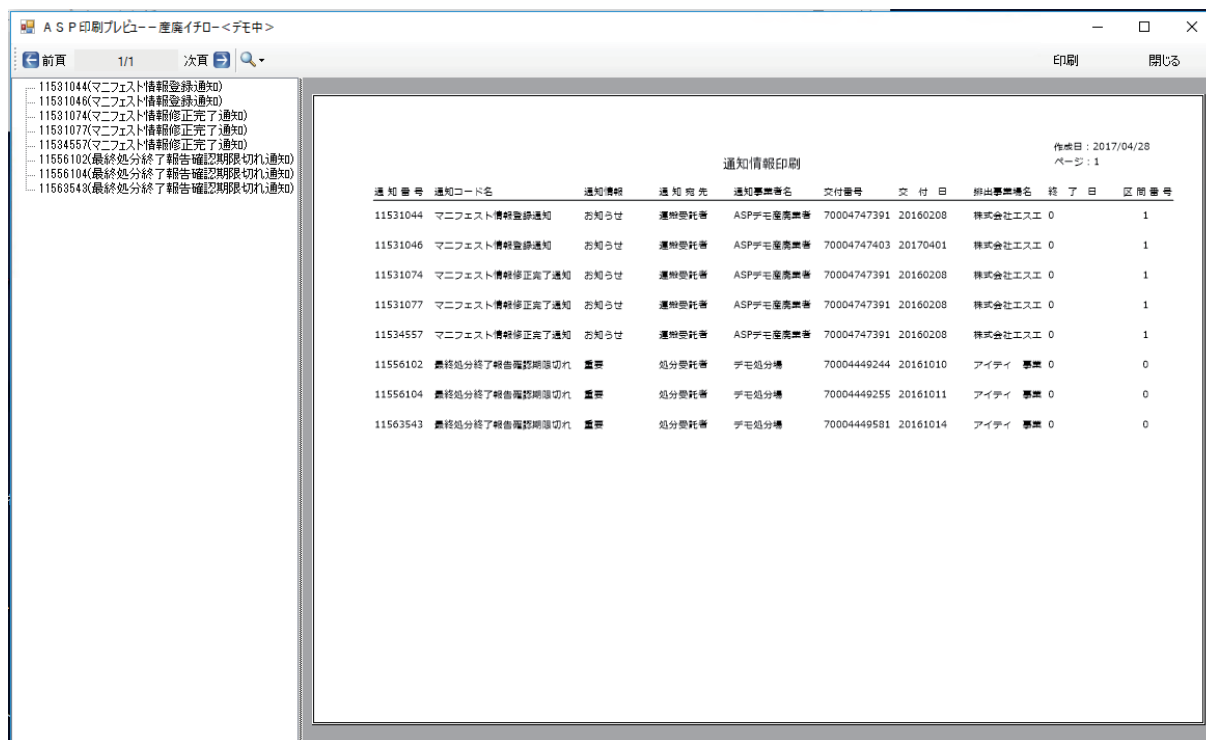
【取得】

絞込み条件を指定した後、『取得』ボタンをクリックすると、条件に該当する通知を取得して画面下部の、一覧リストに表示します。

【印刷】

通知情報を印刷します。

取得件数 『JWNET』からダウンロードしたマニフェストの件数です。



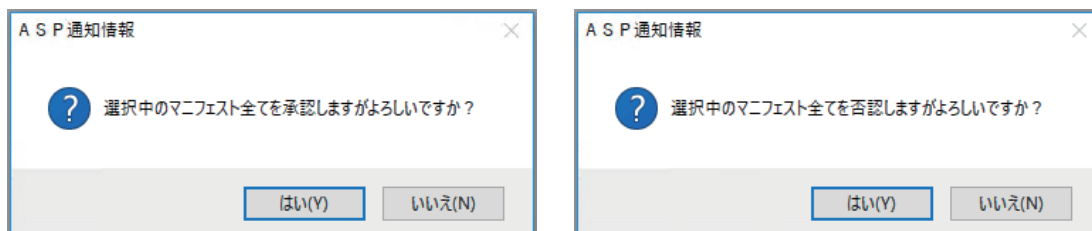
通知番号	通知コード名	通知情報	通知宛先	通知事業者名	交付番号	交付日	排出事業者名	終了日	区間番号
11531044	マニフェスト情報登録通知	お知らせ	運搬委託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエ	0	1
11531046	マニフェスト情報登録通知	お知らせ	運搬委託者	ASPデモ産廃業者	70004747403	20170401	株式会社エスエ	0	1
11531074	マニフェスト情報修正完了通知	お知らせ	運搬委託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエ	0	1
11531077	マニフェスト情報修正完了通知	お知らせ	運搬委託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエ	0	1
11534557	マニフェスト情報修正完了通知	お知らせ	運搬委託者	ASPデモ産廃業者	70004747391	20160208	株式会社エスエ	0	1
11556102	最終処分終了報告確認期限切れ通知	重要	処分委託者	デモ処分場	70004449244	20161010	アイティ	重要	0
11556104	最終処分終了報告確認期限切れ通知	重要	処分委託者	デモ処分場	70004449255	20161011	アイティ	重要	0
11563543	最終処分終了報告確認期限切れ通知	重要	処分委託者	デモ処分場	70004449581	20161014	アイティ	重要	0

【承認】または【否認】

- 『承認』または『否認』の通知が必要な場合
(『排出事業者マスター』で、『排出事業者がSMS-ASPで直接送信する』の項目にチェックが入っているケース)

本画面から、『承認』または『否認』の通知を送ることができます。

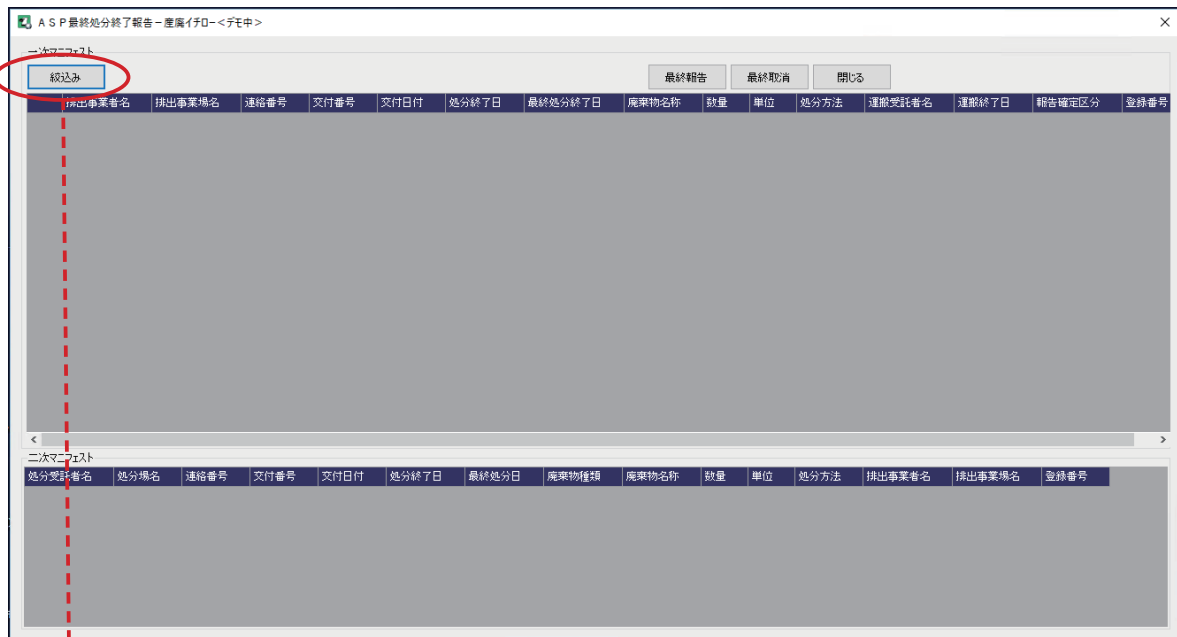
『承認』または『否認』ボタンをクリックすると、確認メッセージが表示されますので『はい』をクリックすると、『承認』または『否認』の通知を送信します。



- 『承認』または『否認』が必要な『通知情報』は、10日（当日を含む）を過ぎると、自動的に『否認』となります。

14. 最終処分報告送信

(1) メインメニューから『SMS-ASP』→『最終処分報告送信』をクリックして開きます。



(2) 画面左上部『一次マニフェスト』の『絞込み』ボタンをクリックすると、下の『ASP マニフェスト 検索』画面が開きます。

ASP マニフェスト 検索 - 産廃イテロ - <デモ中>

マニフェスト検索条件

交付日	H29/11/20	~	H29/11/20	処理区分/方法			
交付番号	70005492164	~	70005492164	排出事業者			力検索(K)
整理番号		~		排出事業場			
運搬終了日		~		運搬受託者			力検索(K)
処分終了日		~		処分受託者			力検索(K)
最終終了日		~		最終処分者			力検索(K)
更新日		~		廃棄物種類名称			
登録番号		~		数量		単位	
ひも付けチェック	有価除く			送信済み	☐ 含める	☒ 含めない	

検索 クリア

登録番号	交付日	交付番号	整理番号	廃棄物名称	数量	単位	排出事業者名	排出事業場名	運搬受託者	処分受託者	処理区分	処分方法
------	-----	------	------	-------	----	----	--------	--------	-------	-------	------	------

決定 閉じる

(3) 画面項目の、必要な条件を指定入力します。

※ 本画面で指定した条件は自動保存され、次回検索する際、デフォルトとして表示されます。

【マニフェスト検索条件】

- | | | |
|--------|-------------|-------|
| ・ 交付日 | 開始日 ~ 終了日 | の範囲指定 |
| ・ 交付番号 | 開始番号 ~ 終了番号 | の範囲指定 |
| ・ 整理番号 | 開始番号 ~ 終了番号 | の範囲指定 |

- ・運搬終了日 開始日 ～ 終了日 の範囲指定
- ・処分終了日 開始日 ～ 終了日 の範囲指定
- ・最終終了日 開始日 ～ 終了日 の範囲指定
- ・更新日 開始日 ～ 終了日 の範囲指定
- ・登録番号 開始番号 ～ 終了番号 の範囲指定

・ひも付けチェック

以下の3項目から選択します。

- ブランク（空白） → マニフェスト『詳細』の明細行で『ひも付け済』が1行でもあれば、検索結果に表示する。
- 有価含む → マニフェスト『詳細』の明細行で『未ひも付け』が1行でもあれば、検索結果に表示しない。
(『有価』にチェックありの行も含めてチェックを行う)
- 有価除く → マニフェスト『詳細』の明細行で『未ひも付け』が1行でもあれば、検索結果に表示しない。
(『有価』にチェックありの行は除いてチェックを行う)

■ 検索結果への表示について

《例》 ▼『混合廃棄物』の『1次マニフェスト』… 総量：7 t／『詳細』画面

産業廃棄物 詳細入力 - 産業イゼロ						
廃棄物種類名	数量	記録数量	記録単位	処理区分	有価区分	
廃棄物名称				処分方法		
廃プラスチック類	2	0		中間処理	☐ 有価	
廃プラスチック				圧縮		
木くず	4	0		中間処理	☐ 有価	
木くず				焼却		
金属くず	1	0		中間処理	☒ 有価	
金属くず				リサイクル処理		

● ケース1

廃棄物名称		ひも付け状態	
廃プラスチック		○	2次マニフェストAをひも付け済
木くず		×	未ひも付け、後日ひも付け予定
金属くず	①有価	×	ひも付けしない（1次マニフェストで終了）



- 『ひも付けチェック』での選択
- ブランク ⇒ （検索結果へ） 表示する
 - 有価含む ⇒ 表示しない
 - 有価除く ⇒ 表示しない

● ケース2

廃棄物名称		ひも付け状態
廃プラスチック		○ 2次マニフェストAをひも付け済
木くず		○ 2次マニフェストBをひも付け済
金属くず	①有価	× ひも付けしない（1次マニフェストで終了）



『ひも付けチェック』での選択

- a) ブランク ⇒ （検索結果へ） 表示する
b) **有価含む** ⇒ **表示しない**
c) **有価除く** ⇒ **表示する**

● ケース3

廃棄物名称		ひも付け状態
廃プラスチック		○ 2次マニフェストAをひも付け済
木くず		○ 2次マニフェストBをひも付け済
金属くず	①有価	○ 2次マニフェストCをひも付け済



『ひも付けチェック』での選択

- a) ブランク ⇒ （検索結果へ） 表示する
b) 有価含む ⇒ 表示する
c) 有価除く ⇒ 表示する

処理区分／方法	再生		
排出事業者			カナ検索(K)
排出事業場			
運搬受託者			カナ検索(K)
処分受託者			カナ検索(K)
最終処分者			カナ検索(K)
廃棄物種類名称			
数量		単位	
送信済み	☐ 含める ☒ 含めない		
検索	クリア		

- ・ 処理区分／方法 『処理区分』・『処理方法』の指定
- ・ 排出事業者 『排出事業者』の指定
- ・ 排出事業場 『排出事業場』の指定
- ・ 運搬受託者 『運搬受託者』の指定
- ・ 処分受託者 『処分受託者』の指定
- ・ 最終処分者 『最終処分者』の指定
- ・ 廃棄物種類名称 『廃棄物種類名称』の指定
- ・ 数量 『数量』の指定
- ・ 単位 『単位』の指定

・ 送信済み

『含める』にチェックを入れた場合

『最終処分報告済み』であっても、検索対象に含めることができます。
（『最終処分取り消し』を行うため、通常は『含めない』を選択します。）

【絞込み対象外となるマニフェストについて】

- ・一次マニフェストの、『最終処分日』、『最終処分受託者』、『最終処分場』が未入力の場合は、絞込み対象外になります。
- ・ひも付け状態が確認できないマニフェストは、絞込み対象外になります。
- ・マニフェスト番号（＝交付番号）が未入力のマニフェストは、絞込み対象外です。
- ・紙マニフェストは、絞込み対象外です。

(4) 各ボタンをクリックし、必要な処理を行います。

- 検索** 条件に該当する一次マニフェストを絞り込み、画面下部の一覧リストに表示します。
- クリアー** 入力した検索条件の各項目を初期（未入力）状態に戻します。
- 決定** 絞りこまれた一覧リストで、『最終処分報告』を行う『一次マニフェスト』を選択し、『決定』ボタンをクリックすると、元の『ASP 最終処分報告』画面に表示します。

(5) 『最終処分報告』処理を実行します。

- ① 最終報告** 『一次マニフェスト』のリストで、**選択されたマニフェスト**を送信します。
選択行（青く反転している行）のみが処理されます。
 全て送信したい場合は、一番左上をクリックすると全ての行が選択されます。

※送信前に、必ず、以下の注意事項をご確認ください。

- ・選択行（青く反転している部分）を移動させ、『二次マニフェスト』の『最終処分終了日』が、入力済みであることを確認します。
- ・すでに『最終処分終了済』になっていないかを確認します。
 （『報告済区分』を参照することで、本日のダウンロード時点での状態が確認できます）
- ・『最終処分日』の修正報告はできません。
 修正を行いたい場合は、一度『取消し』送信を行った後、『最終処分終了報告』を行います。

- ② 最終取消** 『JWNET』に『最終処分終了報告済』のマニフェストを、取消す場合に送信します。
 取消し送信は、『一次マニフェスト』のリストに表示されているマニフェストの中から、**選択行（青く反転している行）のみ**が処理されます。

※送信前に、必ず、以下の注意事項をご確認ください。

- ・『最終処分終了報告済』のマニフェストであることを確認します。
 （『報告済区分』を参照することで、本日のダウンロード時点での状態が確認できます）
- ・『最終処分取消し報告』では、他の『運搬終了報告修正』や『処分終了報告取消し』などのような、『排出事業者』の承認を必要としません。

※ 最終報告の注意事項

- ・『三次マニフェスト』への対応については、未対応です。『三次マニフェスト』状態の場合、『JWNET』への送信が正しく行われない場合があります。
- ・『三次マニフェスト』が『紙マニフェスト』であっても、『一次マニフェスト』が『電子マニフェスト』の場合は、『最終処分終了報告』の対象となります。

15. チェックリスト

メインメニューから『SMS-ASP』→『チェックリスト』をクリックします。

送信内容を確認するためのリストを印刷します。

帳票 送信予約リスト、送信済みリスト、運搬終了未入力リスト、処分終了未入力リスト、最終処分未入力リスト、未送信リスト、エラーリスト のいずれかを選択します。

【指定する項目】

・送信予約リスト	指定する項目なし
・送信済みリスト	『送信日』
・運搬終了未入力リスト	『交付日』の範囲（開始日～終了日）
・処分終了未入力リスト	『交付日』の範囲（開始日～終了日）
・最終処分未入力リスト	『交付日』の範囲（開始日～終了日）
・未送信リスト	『交付日』の範囲（開始日～終了日）
・エラーリスト	指定する項目なし

送信日 『送信済みリスト』を出力する場合、『〇月〇日』分を指定して印刷します。
指定された日付で『JWNET』に送信された『電子マニフェスト』情報を印刷します。

交付日 『運搬終了日未入力リスト』、『処分終了日未入力リスト』、『未送信リスト』を出力する場合、
入力設定された『〇月〇日～〇月〇日』を『交付日』で判定、抽出を行います。
この範囲に含まれ、『運搬終了日』や『処分終了日』、『最終処分日』が未入力の一覧リスト
を印刷します。

※ 日付範囲を長くすることにより、印刷までの時間が長くなる場合があります。
できるだけ範囲を絞って条件設定することで、時間を短縮できます。

指定項目なし 『送信予約リスト』は、印刷時点で『送信予約』になっているものを、『エラーリスト』は、
『送信エラー』で、『送信失敗』状態にあるもの全てを一覧で印刷します。

『送信失敗』のケースで、エラーを無視してよい場合もあります。

a) 『SMS-ASP』申込み後、『利用開始日』に至っていない場合

『送信エラー』になっていても修正の必要はなく、『利用開始日』以降に
再送信します。

b) 『運搬終了報告』が、すでに『報告済』(EB07008)となっている場合

『運搬終了日』が正しければ、再送信の必要はありません。
確認する前に、ダウンロード処理を行って、該当マニフェストを最新状態に
する必要があります。

・廃棄物数量を確定者に固定する

チェックを入れた場合、印刷物の『数量』を、確定者の数量で印刷します。
基本的にはチェック無し（＝初期値）で進めてください。

【例】 排出量 5 m3
運搬量 5 m3
処分量 3 t

数量確定者が『処分』業者の場合、『3 t』が表示されます。

- ・同じマニフェストは印刷しない

チェックを入れた場合、同じマニフェストが2回以上印刷される時、2回目以降を印刷しません。
基本的にはチェックあり（＝初期値）で進めてください。

【例】『最終処分終了報告』で、1枚の1次マニフェストの詳細内容が5行あった場合
チェックあり → 1行表示
チェック無し → 5行表示

送信する内容は1枚のマニフェストですので、不要な行の表示をなくす機能です。

【マニフェスト変更時の注意点】

電子マニフェストは、排出、運搬、処分業者が、それぞれ独自のタイミングで『JWNET』に送信（更新）を行っているため、マニフェストを修正した場合、以下の点に注意が必要です。

- a) 『運搬受託者』が修正した場合 『排出事業者』が承認するまで確定しません。
確定せず、10日経過すると、修正は無効となります。
また、承認を得る前に、『処分受託者』や『排出事業者』が変更することはできなくなります。
- b) 『処分受託者』が修正した場合 上記－a)『運搬受託者』が修正した場合－と同様
- c) 『最終処分終了報告』を修正したい場合 **修正はできません。**
承認状態になることはありません。
『中間処理業者』の都合により、『新規登録』と『取消し送信』のみ行えます。
報告済の『最終処分終了報告』を変更したい場合は、『最終処分終了報告』を**取り消し後に、再度報告という流れになります。**
- d) 『排出事業者』が修正した場合 『運搬受託者』と『処分受託者』の承認が必要です。
承認前に、『運搬受託者』または『処分受託者』が、『新規登録』したり、修正、変更したりすることもできません。

【『産廃イチロー』入力時の注意事項】

- ・『産廃イチロー』入力時、『運搬区間1』を修正、『運搬区間2』を新規送信を同時に行うと、
上記－a)『運搬受託者』が修正した場合－に該当するため、運搬区間の送信が失敗します。

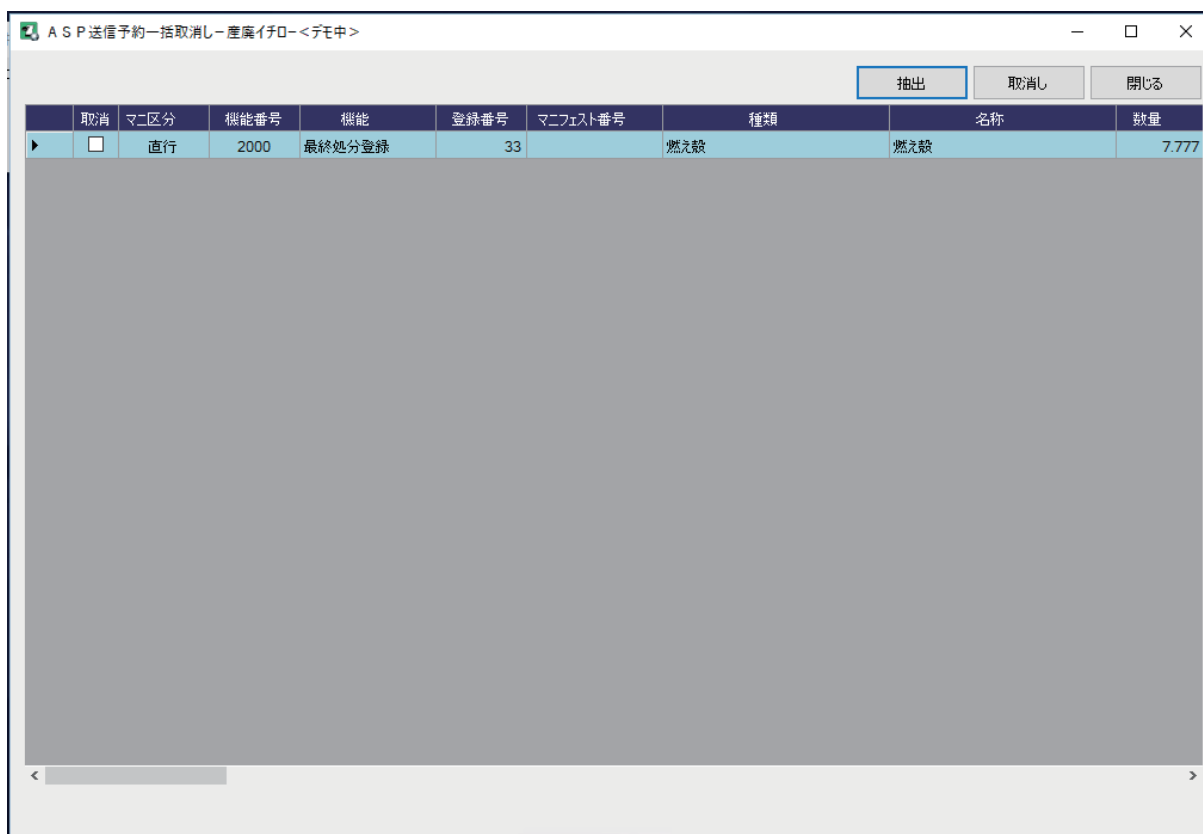
この場合 a)『運搬区間1』の修正を行って承認後、翌日、もう一度『運搬区間2』を送信する
b)『運搬区間2』を登録した後、翌日、『運搬区間1』の修正を行って承認する
の、どちらかの処理方法で、送信を行ってください。
- ・電子マニフェスト削除時、『SMS-ASP』での取扱い
最終更新日より、40日間、削除データとして存在します。
- ・『JWNET』ダウンロード時、『最終処分終了報告』について、『ひも付け管理』導入ユーザ様と『ひも付け管理』未導入ユーザ様で、以下の違いがあります。
 - a) 導入ユーザ
『最終処分日』は、ダウンロード時に『ひも付け』状態が存在する場合、『取込み』を行いません。
(1次、2次マニフェスト『取込み』時に、『ひも付け』状態により取り込まれるため)
 - b) 未導入ユーザ
『最終処分日』の『取込み』を行います。
(『取込み』を行わないと、『最終処分日』が設定される機会がないため)
- ・マニフェスト変更可能期間の原則
 - a) 『排出事業者』 新規マニフェスト『登録日』より起算して、**180日以内**
 - b) 『最終処分終了報告』が完了していること

※『産廃イチロー』では、以下の条件は判定できませんので、ご注意ください。

- ・『最終更新日』から10日以上経っている
- ・現在『承認待ち』状態である、などの、確定状態でない場合
- ・運搬や処分報告が完了している

16. 送信予約一括取消

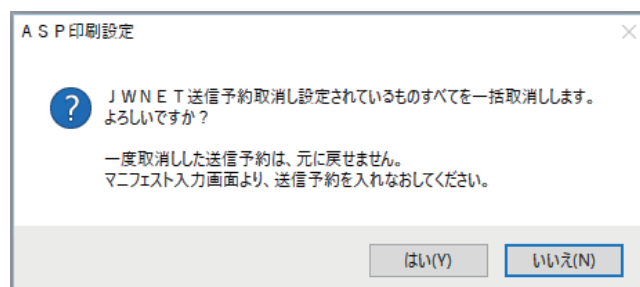
メインメニューから『SMS-ASP』→『送信予約一括取消し』をクリックします。



『SMS-ASP』での『JWNET』への『送信予約』を一括して取消します。

抽出 クリックすると、現在『送信予約』状態のマニフェストの一覧リストが表示されます。

取消し 『送信予約』を取消したいマニフェストを選択（青色反転）状態にした後『取消し』ボタンをクリックすると、下の確認メッセージが表示され、『はい』をクリックすると、『送信予約』の『取消し』処理が実行されます。



マニフェスト画面から、ひとつひとつ『送信予約』取消しも可能ですが、量が多いと手間がかかります。その手間を省くためのメニューです。

17. ホームページ

メインメニューから『SMS-ASP』→『ホームページ』をクリックすると、ブラウザが起動して、弊社の『SMS-ASP』のホームページが開きます。

The screenshot shows the SMS ASP homepage. At the top, it says 'SMS ASP' and '簡単! 便利! 広がる産廃ネットワーク!'. The main heading is '産廃ASPサービス' (Waste ASP Service). Below it, it says 'ウェブ WEBで簡単に' (Web, easily on the web). Three bullet points follow: 'マニフェスト管理ができる!' (Manifest management is possible!), '契約書作成ができる!' (Contract creation is possible!), and '電子マニフェストに登録できる!' (Can register for electronic manifest). On the right, there is a login box with fields for 'ユーザーID' (User ID) and 'パスワード' (Password), a checkbox for 'ユーザーIDを保存する' (Save user ID), and a 'ログイン' (Login) button. At the bottom, there are logos for '株式会社 エスエムエス' (SMS Co., Ltd.), '社団法人 愛知県産業廃棄物協会' (Aichi Prefecture Industrial Waste Association), and 'JW 財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター' (JW Nippon Industrial Waste Treatment Promotion Center). The footer includes 'ホーム | 入会申込サイト | お問い合わせ' and 'Copyright (C) SMS Corporation. All Rights Reserved.'

『ユーザ ID』と『パスワード』を入力して『ログイン』すると、メインメニューが表示されます。

The screenshot shows the SMS ASP main menu after login. The top navigation bar includes 'メインメニュー' (Main Menu), '紙マニフェスト' (Paper Manifest), '電子マニフェスト' (Electronic Manifest), and 'ログアウト' (Logout). The left sidebar has three sections: '収集運搬事業者情報' (Collection and Transport Business Information) with details for '伊那火工堀内煙火店' (Ina Kasei Koriuchi Bonfire Shop); '電子マニフェスト情報' (Electronic Manifest Information) showing statistics like '全件: 0件' (Total: 0 cases); and the 'SMS産廃ソフト' (SMS Waste Software) logo. The main content area has two columns: '紙マニフェストを確認する' (Check Paper Manifest) and '電子マニフェストを確認する' (Check Electronic Manifest). At the bottom, there is an 'お知らせ情報' (Notice Information) section. The footer includes 'Copyright (C) SMS Corporation. All Rights Reserved.'

メインメニュー

トップページです。

紙マニフェスト

『産廃イチロー』のデータです。

(『紙マニフェスト』を『排出事業者』や『処分受託者』に公開できます)

電子マニフェスト

J W N E T送信を行うまたは、行ったデータを確認できます。

ログアウト

ログイン画面に戻ります。

電子マニフェスト情報

新規送信件数、修正送信件数、承認件数を表示します。

該当の項目をクリックすることにより、情報に含まれるデータを一覧表示します。

お知らせ情報

『排出事業者』もしくは『処分受託者』に向けて、サービス内容など、広告等を掲示できます。

掲示内容には、リンク機能をつけることができますので、他の WEB ページに移動することもできます。

18. お知らせ

メインメニューから『SMS-ASP』→『お知らせ』をクリックします。

The screenshot shows a web application window titled "ASP お知らせ-産廃イテロー<デモ中>". It features a header with a close button (X) and a navigation bar with buttons for "追加" (Add), "削除" (Delete), "登録" (Register), and "開じる" (Open). Below the navigation bar is a form for adding new notices, with fields for "お知らせ日" (Notice Date) set to "2017/05/10", "お知らせ内容" (Notice Content), and "WEBアドレス" (Web Address). Below the form is a table of existing notices.

お知らせ日	お知らせ内容	WEBページ
2017/04/03	電子マニフェストの取り扱いを始めました。	https://www.sanpaiaasp.net/

排出事業者・処分受託者に向けて、貴社のサービスや広告などを掲示する機能です。

お知らせ日 お知らせ日付を指定します。

お知らせ内容 見出しの文章（タイトル）を入力設定します。

WEB アドレス リンク先の『WEB アドレス』（URL）がある場合は、指定します。
『WEB アドレス』のない場合は、掲示のみでリンク先への移動はなくなります。

追加 『お知らせ日』、『お知らせ内容』、『WEB アドレス』に入力した内容を初期化（空白）し、新規追加の状態にします。

削除 以前お知らせ登録しているものを削除します。
削除したいデータを一覧リストで選択指定し、『お知らせ日』、『お知らせ内容』に表示されたことを確認してから『削除』ボタンをクリックします。

登録 登録確認メッセージが表示されますので、『はい』をクリックすると、『SMS-ASP』（産廃 WEB）貴社ホームページに、お知らせ内容を登録します。

19. ライセンスチェック

メインメニューから『SMS-ASP』→『ライセンスチェック』をクリックします。

コード	排出事業者	パスワード	加入者番号
000001	株式会社エスエムエス	100001	D109788
000002	ASPデモ排出事業者	100002	D329364
000004	株式会社 海山三角建設	100004	D329363

2017年05月10日 現在) ライセンス数(件) 3 3

『JWNET』および『SMS-ASP』を利用するため、マスターに登録されている『加入者番号』と『パスワード』の、現在の登録状態を画面表示し、一括して確認できます。

詳細表示

現時点で『電子Manifest』のライセンスが、マスターに登録されている事業者の情報を画面に表示します。

- ・排出事業者の『コード』
- ・排出事業者の『名称』
- ・排出事業者が『SMS-ASP』にログインするための『パスワード』
- ・排出事業者の『JWNET』での『加入者番号』

XXXX 年 XX 月 XX 日 現在)

現時点で、『電子Manifest』のライセンスが、マスターに登録されている事業者の件数の合計を表示します。

20. アップロード

通常業務ではこのメニューは使用しません。

『SMS-ASP』サーバーへのアップロードが、失敗する時の緊急対処用です。

弊社サポートセンターのフォローを受けながら処理を進めるようにしてください。

メインメニューから『SMS-ASP』→『アップロード』をクリックして開きます。

コード	フリガナ	名称	郵便番号	住所1	住所2
1	エスエムエス	株式会社エスエムエス	640-8222	和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地	
2	エーエスピーデモハイショウ	ASPデモ排出事業者	642-0017	和歌山県海南市南赤坂11番地	和歌山リサーチラボ
3	チュウカンソウロク	中間処理後排出事業者	640-8222	和歌山県那賀郡粉川町3800番地	
4	ウミヤマサカケンセツ	株式会社 海山三角建設	547-0001	大阪府大阪市平野区加美北5丁目3800番地	
5	ヒカシムラヤマコウ	東村山工業株式会社	641-0007	和歌山県和歌山市小雑賀38900番地	
6	シタサカケイウイン	株式会社 下三病院排出	641-0003	和歌山県和歌山市坂田1345番地の12345号	
7	シヨマル	株式会社 白丸排出	641-0004	和歌山県和歌山市和田123456番地	
8	ウエサカケンセツ	株式会社 上三角建設	590-0925	大阪府堺市綾之町東68丁目8900番地	
9	シラハマ	株式会社 白浜排出事業所	649-2333	和歌山県西牟婁郡白浜町中4560000番地	
10	テスト	テスト排出事業者	640-8273	和歌山県和歌山市山田町3丁目	
12	ハイショウサンカ	排出▲▲ 株式会社	641-0002	和歌山県和歌山市新中島1234番地	
13	ケイケイケイ	株式会社 ケイケイケイ	590-0014	大阪府堺市田出井町1番33903	
14	ヒラトクシユビラ	平野特殊外壁株式会社	547-0003	大阪府大阪市平野区加美南5丁目34番地	平野特殊外壁ビル5F 780
17	アツカケンセツカ	アツカ建設 株式会社	641-0003	和歌山県和歌山市坂田89000番地	
50	チュウカンソウ	株式会社 中間処理型 処分場	641-0003	和歌山県和歌山市坂田1280番地	
54	ヒラメケンセツ	ひらめ建設 株式会社	640-0000	和歌山県和歌山市××××番地	
62	レイゾウコセイサイ	冷蔵庫製作株式会社	590-0954	大阪府堺市大町東81200番地	
70	ローマケンセツ	株式会社 ローマ建設	641-0025	和歌山県和歌山市和歌浦中3555555	
76	タイセイサンカ	太盛三角販売工業株式会社	572-0073	大阪府寝屋川市池田北町四打字345号	
86	シヨヤマ	株式会社 城山販売工業	641-0007	和歌山県和歌山市小雑賀2585-5647番地	浜興ビル2F
88	ワヤマナキカイ	和歌山南紀海岸線株式会社	649-2201	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田48000番地	
93	エービーシー	株式会社 エービーシー	641-0003	和歌山県和歌山市坂田456780番地	
94	ケンキナ	元気な株式会社	516-0062	三重県伊勢市浦口345000番地	
96	アオイウナハラ	株式会社 青い海原建設	590-0952	大阪府堺市市之町東8456000番地	

現時点での各種マスターやマニフェストを、『SMS-ASP』サーバーへアップロードする作業については、運用開始時に一括して行いますが、（本操作説明書『5. 一括アップロード』参照）不測のエラー対処のためなど、一部のデータのみを更新する必要がある場合に、本画面から個別に指定してアップロードすることができます。

- (1) 『対象』をドロップダウンリストから選択します。
- (2) 『抽出』ボタンをクリックすると、現在の登録状態が、一覧リストで表示されます。
- (3) サーバーへアップロードしたいデータの行をクリックし、選択（反転）状態にします。

※ 複数行を選択する方法

Shift キーを押しながらドラッグ 連続した範囲を選択
Ctrl キーを押しながらクリック 非連続の1行ずつを複数選択 することができます。

- (4) 『アップロード』ボタンをクリックすると、サーバーへアップロードされます。

21. ストアドプロシージャの更新

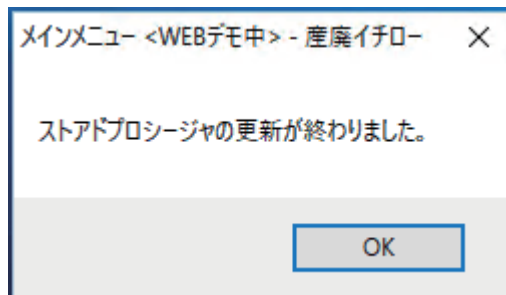
通常業務ではこのメニューは使用しません。

予期せぬ事態が発生した場合に使用することがあります。

何度操作しても問題は起きませんが、通常は本作業は行わないようにしてください。

メインメニューから『SMS-ASP』→『ストアドプロシージャの更新』をクリックすると、機能強化において必要になった、データベースのストアドプロシージャを更新します。

下記メッセージが出れば、更新作業は正常に終了しています。



22. 『排出事業者』が『JWNET』に直接送信する場合の操作

『排出事業者』が『SMS-ASP』画面上で『JWNET』への送信判断をする手順です。

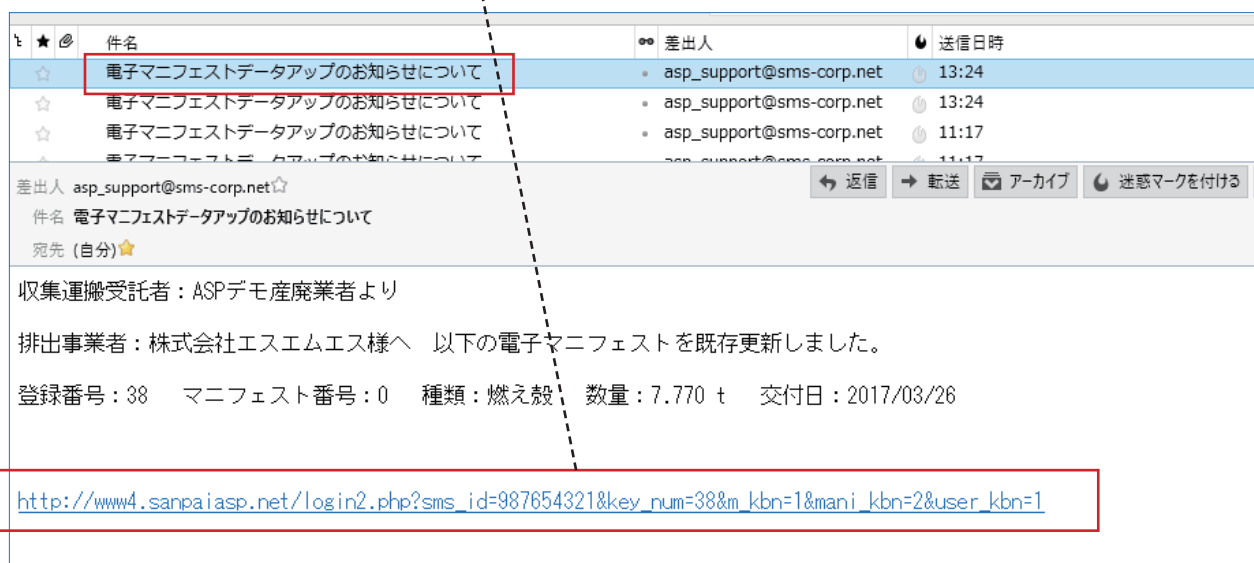
『産廃業者』が『マニフェスト』データを『産廃イチロー』上で新規作成するが、『JWNET』への送信を『排出事業者』に委ねる際の、『排出事業者』側の操作方法です。

22-1. 登録マニフェストを『JWNET』に個別に送信する方法

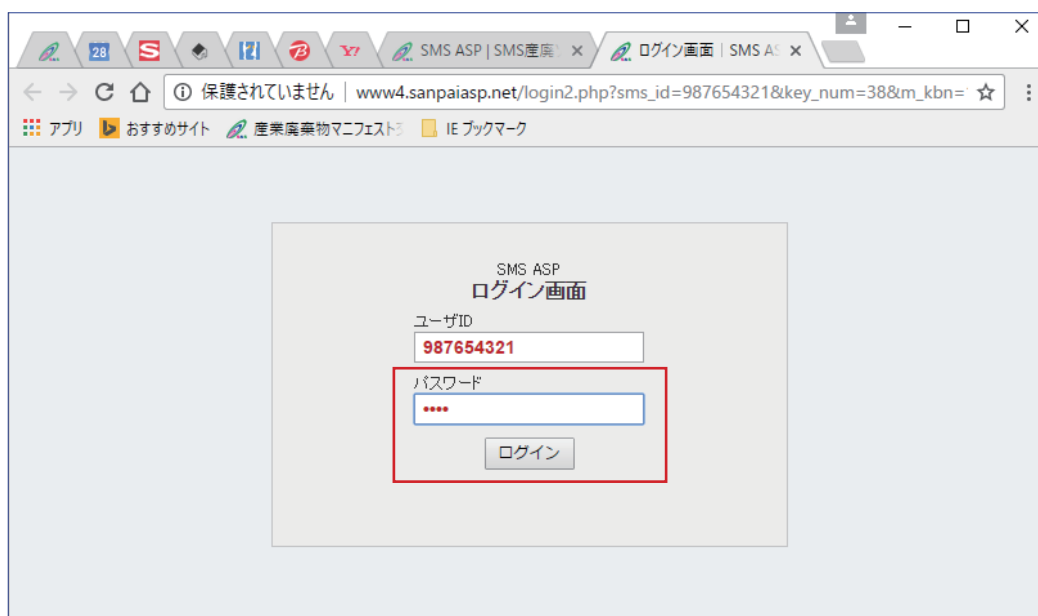
- (1) 届いたメールに記載された **URL** にアクセスします。

マニフェスト単位となります。

【例】マニフェストが 10 枚 あれば、メールも 10 通



- (2) インターネットが開きますので、『パスワード』を入れて『ログイン』します。



※ パスワード

『収集運搬受託者』様より公開されている『パスワード』をご入力ください。
ご不明の場合は、『収集運搬受託者』様にお問い合わせください。

(3) メールに記載の『電子マニフェスト』が開きます。

中身をご確認いただき、問題がある場合は、その内容についての編集を『収集運搬受託者』様にご依頼ください。削除の場合も同様です。

問題がなければ、画面下部の『JWNET 予約送信』ボタンをクリックします。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

登録番号	38		
交付年月日	2017-03-26	交付番号	
整理番号		交付担当者	氏名 中村正孝
事業者 [排出者]	氏名又は住所 株式会社エスエムエス		名称 同左
	住所 〒 640-8222 電話番号 073-435-4111 和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地		所在地 〒 電話番号 0734-82-9877 同左
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)
	燃え殻	金属くず	引火性廃油
	汚泥	ガラス陶磁器くず	燃え殻(有害)
	廃油	鉋くず	廃油(有害)
	廃酸	がれき類	汚泥(有害)
	廃アルカリ	動物のふん尿	廃酸(有害)
	廃プラスチック類	家畜死体	強アルカリ
	紙くず	ばいじん	廃アルカリ(有害)
	木くず	13号廃棄物	ばいじん(有害)
	繊維くず	動物系固形不要物	感染性廃棄物
動植物残さ		13号廃棄物(有害)	
ゴムくず		廃PCB	
		廃石綿類	
数量(及び単位)		荷姿	
7.770 t		バラ	
産業廃棄物の名称 燃え殻			
有害物質		処分方法 焼却	
備考・通信欄			
JWNET 予約送信 JWNET 予約取消 閉じる			

(4) 『送信できました。』のメッセージが表示されましたら『OK』をクリックします。

www4.sanpaiaasp.net の内容:

送信できました。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

- (5) 右上に『送信予約』と赤色で表示されれば完了です。インターネットブラウザを閉じてください。
※ その日の夜 8 時頃から、『JWNET』への送信が順次行われます。

※ 送信予約の取消し

送信予約を取り消したい場合は、画面下部の『JWNET 予約取消』ボタンをクリックして、送信を取り消すことができます。

そのあと、送信を行う場合は、手順 (3) をやり直してください。

運搬業者・処分業者から、『SMS-ASP』を介して『終了報告』(送信) が行われたとき

下記のようなメールでのお知らせ (通知) が届きますので、内容をご確認いただけます。

件名 電子マニフェスト送信通知

差出人 asp_support@sms-corp.net

送信日時 16:35

差出人 asp_support@sms-corp.net

件名 電子マニフェスト送信通知

宛先 (自分)

収集運搬者より新規電子マニフェスト送信が行われました。

送信内容をご確認下さい。

登録番号: 39 マニフェスト番号: 70004742880 種類: 燃え殻 数量: 1.234 t 交付日: 2017-03-22

http://www4.sanpaiasp.net/login2.php?sms_id=987654321&key_num=39&m_kbn=1&mani_kbn=2&user_kbn=1

差出人 asp_support@sms-corp.net

件名 電子マニフェスト送信通知

宛先 (自分)

処分受託者より新規電子マニフェスト送信が行われました。

送信内容をご確認下さい。

登録番号: 39 マニフェスト番号: 70004742880 種類: 燃え殻 数量: 1.234 t 交付日: 2017-03-22

http://www4.sanpaiasp.net/login2.php?sms_id=987654321&key_num=39&m_kbn=1&mani_kbn=2&user_kbn=1

※ メールが届かない場合

メールアドレスが正しくない可能性があります。収集運搬受託者様にお問い合わせください。
また、メールの遅延が発生している場合も、まれにありますので、しばらく時間をおいた後に、もう一度、受信をお試しください。

22-2. 登録マニフェストを『JWNET』へ一括送信する方法

『排出事業者』が『SMS-ASP』画面上で『JWNET』へ、一括送信する方法です。

『産廃業者』が『マニフェスト』データを『産廃イチロー』上で新規作成するが、『JWNET』への送信を『排出事業者』に委ねる際の、『排出事業者』側の操作方法です。

メール内の URL からマニフェスト単位で都度送信する手間を省き、一括して送信を行うやり方です。

- (1) 下記 URL から『SMS-ASP』のページを開き、ログインします。

<https://www.sanpaiasp.net/>



- (2) 画面左下部『電子マニフェスト情報』の『新規送信件数：○件』の行をクリックします。



- (3) 送信したいmanifestにチェックが入っていることを確認し、『送信予約』ボタンをクリックします。
※ 初期表示では、全てにチェックが入っています。送信しない分は、チェックを外してください。

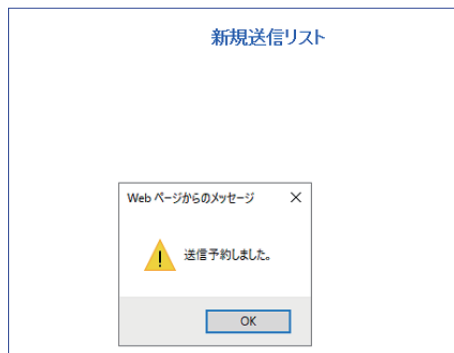
[メインメニュー](#)
[紙manifest](#)
[電子manifest](#)
[ログアウト](#)
ログイン: 株式会社エスエムエス 様

新規送信リスト

[送信予約](#)
[送信取消](#)

	送信	区分	交付番号	種類	名称	数量	単位	処分方法
☒		未送信	70004742419	燃え殻	燃え殻	1.234	t	焼却
☒		未送信	70004742420	燃え殻	燃え殻	7.770	t	焼却
☒		未送信	70004742431	燃え殻	燃え殻	7.770	t	焼却

- (4) 『送信予約しました。』と表示されましたら、『OK』をクリックします。



- (5) 『送信』の欄に『○』が付いて『新規送信』と表示されているものが、本日夜の送信対象となります。

[メインメニュー](#)
[紙manifest](#)
[電子manifest](#)
[ログアウト](#)
ログイン: 株式会社エスエムエス 様

新規送信リスト

[送信予約](#)
[送信取消](#)

	送信	区分	交付番号	種類	名称	数量	単位	処分方法
☒		未送信	70004742419	燃え殻	燃え殻	1.234	t	焼却
☒		未送信	70004742420	燃え殻	燃え殻	7.770	t	焼却
☒	○	新規送信	70004742431	燃え殻	燃え殻	7.770	t	焼却

22-3. 『SMS-ASP』画面上で電子マニフェスト情報を確認する方法

- (1) 下記 URL から『SMS-ASP』のページを開き、ログインします。

<https://www.sanpaiasp.net/>



SMS ASP
簡単！便利！広がる産廃ネットワーク！

産廃ASPサービス

ウェブ
WEBで簡単に

マニフェスト管理ができる！
契約書作成ができる！
電子マニフェストに登録できる！

JWNETからのお知らせ

ユーザID
987654321
パスワード

☐ ユーザIDを保存する
ログイン

株式会社 エスエムエス
社団法人 愛知県産業廃棄物協会
JW 財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

ホーム | 入会申込サイト | お問い合わせ

Copyright (C) SMS Corporation. All Rights Reserved.

- (2) 画面上部『電子マニフェスト』をクリックします。



SMS ASP

● メインメニュー ● 紙マニフェスト ● **電子マニフェスト** ● ログアウト

株式会社エスエムエス 様

収集運搬事業者情報

〔名称〕
伊那火工堀内産火店
〔住所〕
〒642-0017
和歌山県海南市南赤坂11番地
和歌山リサーチラボ403A
〔TEL〕050-3431-3120
〔FAX〕050-3431-3993

電子マニフェスト情報

全て: 0件
新規送信件数: 0件

紙マニフェストを確認する

直行用・積替用・建設用のそれぞれのマニフェストを確認できます。

電子マニフェストを確認する

直行用・積替用・建設用のそれぞれの電子マニフェストを確認できます。

お知らせ情報

- (3) 検索条件を入力して『検索開始』ボタンをクリックすると、該当する『電子マニフェスト』が画面下部に、一覧表示されます。



電子マニフェスト検索

交付日: 年 月 日 ~ 年 月 日
交付番号: ~
整理番号: ~
運搬終了日: 年 月 日 ~ 年 月 日
処分終了日: 年 月 日 ~ 年 月 日
最終終了日: 年 月 日 ~ 年 月 日
更新日: 年 月 日 ~ 年 月 日
登録番号: ~

種類: ☒ 全て ☐ 直行用 ☐ 積替用 ☐ 建設用
排出事業者: ~
排出事業場: ~
運搬受託者: ~
処分受託者: ~
廃棄物名称: ~
数量: 等しい 単位: ~

検索開始 **条件クリア**

1~20件(全200件) 1 | エクスポート出力: CSV PDF

検索結果

交付番号	種類	名称	数量	単位	処分方法	交付日	運搬終了日	処分終了日	最終処分日
70000374742	燃え殻	燃え殻	1.00	kg	破砕	2010-10-05	2010-10-05	2010-10-05	2010-10-06
70000374753	燃え殻	燃え殻	2.00	kg	破砕	2010-10-04	2010-10-04	2010-10-05	2010-10-06
70000374764	燃え殻	燃え殻	3.00	kg	破砕	2010-10-01	2010-10-01	2010-10-05	2010-10-06
70000378049	燃え殻	振振破砕後燃え殻	2.00	kg	破砕	2010-10-01	2010-10-02	2010-10-11	2010-10-11

(4) 一覧表示された検索結果リストで、マニフェスト情報を確認します。

- ・確認したいマニフェストの行を選択してクリックすると、『産廃イチロー』のマニフェスト画面が表示されます。(入力、編集はできません)
- ・検索結果リストの内容を、CSV ファイルや PDF ファイルに出力することもできます。

エクスポート出力:

- CSV 検索結果に該当するデータを CSV ファイルに出力します。
- PDF 検索結果に該当するデータを、PDF 形式の一覧リストに変換し、印刷します。

- ・検索結果が 10 件以上の場合は、検索結果上段の『ページ番号』をクリックして切替えます。

※ 検索結果に該当するデータ件数は、200 件までです。
200 件以上は、切捨てられます。

PDF サンプル

2017 年 03 月 28 日

産業廃棄物処理実績表

排出事業者名 株式会社エスエムエス
排出事業場名 同上

開始交付日付
終了交付日付

廃棄物名称	交付日 マニフェスト番号	委託量 単位	運搬業者 住所	運搬日付 許可番号	処分受託者 住所	処分終了日 許可番号	処分方法
燃え殻	2017.03.26 70004742598	7.77 t	ASPデモ産廃業者 和歌山県海南市南赤坂11番地和歌山リ サーチラボ	2017.03.26 001111	株式会社 海山三角開発 和歌山県和歌山市小縄寛67890番地		焼却

事業場総量 (t) : 7.77 t
排出者総量 (t) : 7.77 t

【検索した電子マニフェスト情報を印刷する方法】

- a) 前ページ (3) で一覧表示された検索結果リストで、印刷したいマニフェストの行をクリックします。

1~20件(全200件) 1 | エクスポート出力:

交付番号	種類	名称	数量	単位	処分方法	交付日	運搬終了日
70004742419	燃え殻	燃え殻	1.234	t	焼却	2017-03-22	
70004742420	燃え殻	燃え殻	7.770	t	焼却	2017-03-26	
70004742431	燃え殻	燃え殻	7.770	t	焼却	2017-03-26	
70004742598	燃え殻	燃え殻	7.770	t	焼却	2017-03-26	2017-03-26
70004742880	燃え殻	燃え殻	1.234	t	焼却	2017-03-22	2017-03-23
70004742891	廃プラスチック類	ウエス	1.500	m ³	破砕・焼却	2017-03-01	2017-03-02

b) マニフェストデータが表示されますので、その画面上で**右クリックして『印刷』**を選択します。



c) プリンタを選択して印刷すると、下のように『A4』用紙『縦』向きで、出力できます。

The printed manifest form is titled '直行用 産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票' (Direct-use Industrial Waste Manifest A). It includes the SMS ASP logo and navigation links. The main content is a table with the following sections:

- 登録番号** (Registration Number): 38
- 交付年月日** (Issuance Date): 2017-03-26
- 交付番号** (Issuance Number): 70004742598
- 整理番号** (Organization Number):
- 氏名又は住所** (Name or Address): 株式会社エスエムエス (S.M.S. Co., Ltd.)
- 住所** (Address): 〒640-8222 和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地
- 電話番号** (Phone Number): 073-435-4111
- 名称** (Name): 同左
- 所在地** (Location): 同左
- 電話番号** (Phone Number): 073-435-4111
- 種類(普通の産業廃棄物)** (Type of Ordinary Industrial Waste):
 - 燃え殻 (Ash)
 - 汚泥 (Sludge)
 - 廃油 (Used Oil)
 - 廃酸 (Used Acid)
 - 廃アルカリ (Used Alkali)
 - 廃プラスチック類 (Waste Plastics)
 - 紙くず (Paper Waste)
 - 木くず (Wood Waste)
- 種類(特別管理産業廃棄物)** (Type of Special Management Industrial Waste):
 - 引火性廃油 (Flammable Used Oil)
 - 引火性廃油(有害) (Flammable Used Oil (Hazardous))
 - 廃油(有害) (Used Oil (Hazardous))
 - 汚泥(有害) (Sludge (Hazardous))
 - 廃酸(有害) (Used Acid (Hazardous))
 - 廃アルカリ(有害) (Used Alkali (Hazardous))
 - ばいじん(有害) (Dust (Hazardous))
 - 感染性廃棄物 (Infectious Waste)
 - 放射性廃棄物 (Radioactive Waste)
- 数量(kg)** (Quantity): 7770
- 産業廃棄物** (Industrial Waste): 燃え殻
- 有害物質** (Hazardous Substance):

The footer includes the URL 'http://www4.sanpaisp.net/manifest/manifest_1.php?key_num=38&m_kbn=1&mani_...' and the date '2017/03/28'.

23. 【サンプル】排出事業者様へのご案内状

平成〇年〇月〇日

株式会社 ○○○○
○○部 ○○長 佐藤太郎 様

株式会社 ○○○○
○○部 ○○長 産廃一郎

インターネットホームページを利用した廃棄物の状況問合せのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てにあずかり、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、この度弊社では、処理を請け負った廃棄物に関する現在の状況を、下記ホームページからお問い合わせいただけるサービスを開始する運びとなりましたので、お知らせいたします。

安心して任せられる企業として、今後一層の精進を重ねることの証として、本サービスを提供させていただきます。

操作はいたって簡単にでき上がっておりますので、一度、ログインをお試しいただき、廃棄物の状況把握や管理のために、ぜひともご活用くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

ホームページアドレス：<https://www.sanpaiasp.net/>

貴社の ユーザ ID：

パスワード：

以上



24. 運用に関する情報集

----- 日常業務の手助けになる情報を集めました -----

【『ダウンロード』画面】

- 『電子マニフェスト』は、【直行・積替・建設】という分かれ方にはなっておらず、『積替保管』があるかないかのみです。

『建設』マニフェストとして『取込み』たい場合は、ダウンロード（『照会』）後、『マニ区分』を『建設』に変更します。

一度設定すると、そのマニフェストデータは『建設系』として判断されます。

※『直行用』として既に取り込み済みであっても、『建設系』として再取込みすると、『直行用』は自動的に削除され、『建設系』マニフェストにデータ移行されます。
（『産廃イチロー』内に、『既に同じにデータがあれば』、『入力補助』や『他社電子マニフェスト』などに関係なく、同じ区分に判別されます。）

●『他社電子マニフェスト』の場合

(1)『マニ区分名』判定基準… 下記、①と②の条件で判断されます。

①『積替え保管』があるかないか？ ②『廃棄物種類』が『直行用』か『建設系』か？

- A. 『積替え保管』がなくて、『直行用』専用の『廃棄物種類』の場合 → 直行
- B. 『積替え保管』があって、『直行用』専用の『廃棄物種類』の場合 → 積替
- C. 『積替え保管』あるなしに関わらず、『建設系』専用の『廃棄物種類』の場合 → 建設

※『直行』と『建設』の両方に存在する『廃棄物種類』の場合は、『直行』か『積替』となります。

(2) 下記項目は、一度『取込み』を行うと、次回ダウンロード以降、自動セットされるようになります。
廃棄物種類、名称、荷姿、単位、処理区分、処分方法

※ これらの項目は、『ダウンロード』画面での『取込み』時と、『マニフェスト』画面での『保存』時に、登録されます。

※ 他の項目については、記憶されませんのでご注意ください。

《例》 排出事業者、運搬受託者、処分受託者 など は保存されません。

●『ダウンロード』画面での、『排出事業場』と『最終処分場』の一致条件

『名称』と『住所』の両方が一致すると、自動セットされるようになっています。
（『And』条件です。『Or』ではありません。）

複数件ある場合は、『ダウンロード』画面で、手動で選択する必要があります。

※ その他にも、マスター登録している『加入者番号』が一致するかどうかで判断します。

《例》 他社の 排出事業者、運搬受託者、処分受託者 など

他社の『運搬受託者』のデータであっても、『産廃イチロー』で『運搬受託者マスター』（他社に該当するもの）に『加入者番号』が登録されていれば、『ダウンロード』画面で、自動表示されます。赤くエラーになることはありません。

他社の『加入者番号』は『ダウンロード』画面で確認することができます。

※『最終処分場』の一致について

『ひも付け』をしている場合は、『2次マニフェスト』の『最終処分を行った場所』の欄で登録している内容と一致するか、検査を行います。

『ひも付け』しているにも関わらず、上記の欄が空白だったり、別の『最終処分受託者』と『最終処分場』が登録されている場合は、一致しないと判断され、赤くエラーとなります。

●『ダウンロード』画面での、『積替保管場所』の一致条件

『名称』と『住所』と『事業場番号』、の3箇所の一致が必要です。

●『JWNET』で、『予約登録』している状態のデータは、『産廃イチロー』に『取込み』はできません。
『産廃イチロー』からも、『JWNET』予約登録の機能は使用できません。

運用でカバーする方法として、『紙マニフェスト』として『産廃イチロー』に登録をしておき、送信できる状態になったら『電子マニフェスト』に切り替える、という方法で対応できます。

●『ASP データダウンロード』画面で『取消フラグ』が『1』となっている場合は、削除されたデータです。

『ダウンロード』画面には、削除されたデータも表記されます。

が・・・実際は存在しないデータですので、『産廃イチロー』に『取込み』をしても、削除されます。
削除され、現時点では存在しないデータをダウンロード（『取込み』）するため、奇妙に感じられると思いますが、システム運営上、必要な処理です。

※『取消し』された日付を過ぎると、『ダウンロード』画面にも表示されなくなります。

●『ASP データダウンロード』画面での、『〇〇フラグ』の項目説明

承認待ちフラグ	→	1：承認待ちなし	2：修正承認待ち	3：取消し承認待ち
運搬終了フラグ	→	0：未報告	1：報告済み	
処分終了フラグ	→	0：未報告	1：報告済み	
最終処分フラグ	→	0：未報告	1：報告済み	

●『ダウンロード』画面の『廃棄物確定コード』は『数量確定者』のことです。『F10 表示切替』ボタンをクリックして表示できます。

01：排出事業者 02：処分業者 03～07：収集運搬業者

『数量確定者』の数字が、取込後『産廃イチロー』の『マニフェスト』内の、表側の数量として表記されます。

『数量確定者』は、『排出事業者』が決定する項目です。マニフェスト単位で決定されます。

●『他社電子マニフェスト』の運用で、『処分方法』は『産廃業者』が変更することはできません。
『排出事業者』に変更を依頼する形になります。

●ダウンロード（『取込み』）は基本的に、『抽出日』を『前回取込日～当日』の期間で指定、『抽出項目』を『最終更新日』として、毎日行います。
こうすることで、データの取りこぼしを防げます。

●ダウンロード（『取込み』）をすると、『エラーコード= EE04005』と出る場合

→『抽出日』範囲に問題があります。 《例》年号が間違っている など

●『ダウンロード』画面で、『加入者番号』を確認することができます。

『排出』と『処分』の『加入者番号』は、『F11 表示切替』をクリックし、表示項目を切り替えて確認できます。

『運搬』の『加入者番号』は『F3 運搬』をクリックし、表示項目を切り替えて確認できます。

●『最終処分』の情報の、一致条件について

ひも付けされているかどうか、をまずチェックする仕組みになっていますので注意が必要です。

A. ひも付けしていない場合

『処分場マスター』の『WEB名称』と『WEB住所』の完全一致、を確認します。

『WEB名称』・『WEB住所』が登録されていない場合は、『名称』と『住所』を参照します。

B. ひも付けしている場合

まず、『1次manifesto』の『最終処分を行った場所』に記載があるかどうかをチェックします。

その後、『処分場マスター』の『WEB名称』と『WEB住所』の完全一致、を確認します。

『WEB名称』・『WEB住所』が登録されていない場合は、『名称』と『住所』を参照します。

※『1次manifesto』の『最終処分を行った場所』に内容がセットされていないと一致しません。

【マスター関連】

- 『最終処分場』となる『処分場マスター』の『住所』は、『都道府県』から正確に登録が必要です。
『市区町村』から登録をしていると、『最終処分終了報告』が不具合で返ってきます。

- 『処分不要業者』の登録

1枚のmanifestoが全て『有価物』となる場合のみ、『処分場マスター』の『加入者番号』に『0000000』（＝ゼロで7桁）を登録して運用します。

- 『部分』有価の処理

1枚のmanifestoで部分的に『有価物』となる場合は、『manifesto』上で『有価物収拾量』に『数字』と『単位』を登録します。

※この時は『処分業者』としての『加入者番号』が入った『処分場マスター』を使用します。
同じ会社で両方のケースが発生する場合、『処分場マスター』を分けて、2つ作成する必要があります。

- 『処分場マスター』は、『他社』であっても『加入者番号』と『公開確認番号』（公開パスワード）は、必須登録となります。

【manifesto入力・送信】

- 『1次manifesto』で完結する場合（『2次manifesto』がない場合）

《manifesto入力の際の注意点》

- ①『処分終了年月日』と『最終処分終了年月日』は同じ日付で両方とも入力します。

※『処分終了年月日』を登録する時に必ず、両方入力します。

-
- ②『最終処分を行った場所』の登録。『処分受託者』、『処分事業場』と同じ内容を入力します。
その際、必ず『選択』を使ってマスターデータから選択し、『自由』は使用しないようにします。

※『自由』を使用すると、自由な入力が可能になり、『処分受託者』と同じ内容を入力しているつもりでも、わずかな差で、別の内容と機械的に認識されてしまう恐れがあるため。

- Q：『電子マニフェスト』で、部分的に『有価物』が発生する際の登録方法は？
(例：『混合廃棄物』で『金属くず』だけが『有価物』となる場合、など)

A：『産廃イチロー』の『マニフェスト入力』画面右下の『有価物拾集量』の欄に、有価物となる廃棄物の『数量』と『単位』を登録してください。

- ① 直行用・積替用 → 入力画面、右下の『有価物拾集量』の枠に入力してください。
- ② 建設系 → 入力画面、中央の下『積替え又は保管』欄の下の『有価収集物』の枠で、『1.有』にチェックを入れ、『実績数量』欄に入力してください。

- 『新規』登録の場合は、『運搬』と『処分』を同時に送信可能です。
『修正』登録の場合は、同時に送信はできません。(『承認待ち』が発生するため)

※『運搬』の中だけでも、『修正』登録の場合は、『区間1』と『区間2』を、同時に送信はすることはできません。(『運搬受託者』が違う場合があるため)

- 『積替え』がある時の『運搬終了報告』で、『新規』の場合は『区間1』、『区間2』、『区間3』を同時に送信可能です。

※承認が発生しないため、問題ありません。
『修正』の場合は同時送信は不可です。(『承認待ち』が発生するため)

- 『運搬終了報告』で『積替え』がある時、『区間1』～『区間3』のうち、『区間1』のみを送信しようとすると(『区間2』と『区間3』が未入力の場合)、必ず以下のメッセージが出ます。

※『(区間2) 運搬終了日が未入力です』

このメッセージが表示されても、『区間1』のみの送信は正常にできますので、問題ありません。
これは『産廃イチロー』の仕様上、『運搬』の『ASP表示』がひとつしかなく、区間ごとには分かれていないためです。

●『マニフェスト』画面から呼び出す『数量メモ』画面について

直行用マニフェスト <WEBデモ> - 産廃イテロー

登録番号 45 キヤン伝票番号 入力画面表示 シロー伝票番号 他社電子マニフェスト 最終更新者(日時): 管理者(2017/05/31 15:45)

交付年月日 平成 29年05月01日 交付番号 70004779172 整理番号 自動採番 交付担当者 氏名 中村正孝

氏名又は名称 株式会社エスエムエス ASP表示 名称 同左

住所 〒 640-8222 電話番号 073-435-4111 所在地 〒 電話番号 0734-82-9877

和歌山県和歌山市湊本町3丁目12番地 同左

種類(普通の産業廃棄物) 種類(特別管理産業廃棄物)

数量(及び単位) 数量メモ 有無

3.000 t バラ

産業廃棄物の名称 ウェス 検索

有害物質 処分方法 中間処理

備考・通信欄

中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)

最終処分 名称/所在地/電話番号 選択 自由

氏名又は名称 ASP電子産業等者

数量・最終処分メモ - 産廃イテロー

マニフェスト一枚ごとの数量となります。

※当イテローにて、電子マニフェストをご利用されていない方はメモとしてご利用ください。

※年次報告や帳簿とは無関係な項目です。

数量の確定者	運搬受託者1
排出数量 及び 単位	7.000 t
運搬1数量 及び 単位	3.000 t
処分数量 及び 単位	

最終処理区分

最終処分方法

連絡番号1

連絡番号2

連絡番号3

備考1

備考2

備考3

備考4

備考5

☐ 数量、処分方法を表示する。

キャンセル 開じる

①『JWNET』の『受渡確認票』の『運搬量』や『受入量』は『産廃イテロー』の『数量メモ』画面内の『数量』を変更します。

『削除』と『修正』の場合は、『排出事業者』の承認が必要になります。(『新規』入力の場合、承認不要)

『運搬1数量』と『処分数量』を同時に修正しても、1度に1つしか送信できませんので、1つずつ修正作業を行います。

②『数量メモ』画面の『連絡番号1～3』、『備考1～5』は、『排出事業者』からの一方通行の情報です。

『排出事業者』様が、『JWNET』上で入力した内容が表示されます。

これは、意思疎通が図りにくい『排出事業者』から『産廃業者』へ向けた『お知らせ』のような使い方をする項目です。

③『数量の確定者』は、マニフェスト別に決まります。
(『排出事業者』が『数量の確定者』を決定します。)

『他社電子マニフェスト』で、『数量の確定者』が『運搬1受託者』や『処分受託者』の場合は、最初の『ダウンロード』→『取込み』では、マニフェストに『数量』は入りません。

そこで、『数量メモ』画面を使用して『運搬1数量』と『処分数量』を入力してから登録(『保存 F11』)し直します。そのデータは、夜間に自動送信されますので、翌日に『ダウンロード』を行って、再度『取込み』をすると『他社電子マニフェスト』の『数量』に反映されます。

●『入力補助』の場合で、『排出事業者』の名称を変更したい時

→間違って登録したマニフェストを『削除』し、もう一度、『新規作成』します！

『産廃イチロー』上で『削除』すると、自動的に『取消登録』として『送信予約』に入ります。
『JWNET』から直接『削除』して『ダウンロード』→『取込み』を行ってもOKです。

『ダウンロード』処理を行うと、『削除されたマニフェスト』もダウンロードされます。その際、
『産廃イチロー』上にデータが残っていれば、削除されます。

●『入力補助』の場合で、『送信済み』のマニフェストの『処分受託者』や『処分場』を変更したい時
(『運搬』のみ担当しているマニフェストで『処分』は『他社』のケース)

→送信済みのマニフェストを『削除』し、もう一度、『新規登録』する必要があります。

以下の、2つの方法があります。

(『運搬終了報告』が済んでいて、『処分終了報告』がされていない、ことが前提です)

- ①『産廃イチロー』でマニフェストを『削除』 → 『削除』の『送信予約』(翌日まで待ち状態)
→ 『運搬受託者』として『削除を承認』 → 『削除されたマニフェスト』のデータとして
『ダウンロード・取込み』(『産廃イチロー』と整合性をとる) → 『産廃イチロー』上で、再度、
マニフェストを『新規作成』
- ②『JWNET』で『排出事業者』としてログインし、マニフェストデータを『削除』 → 『運搬受託者』
として『削除を承認』 → 『削除されたマニフェスト』のデータとして『ダウンロード・取込み』
(『産廃イチロー』と整合性をとる = この作業により、『産廃イチロー』上のデータが自動『削除』
される) → 『産廃イチロー』上で、再度、『新規作成』

※ お急ぎの場合は、② の処理を行ってください。

●『産廃イチロー』からの『運搬』と『処分』の『新規登録(送信)』で、すでに『JWNET』上で『報告済み』
の場合、自動的に『修正登録(送信)』になります。

『産廃イチロー』からの送信と、『JWNET』上で直接登録とを併用している状況では、注意が必要です。
『切替』の時期は、特に注意！

- 『他社電子マニフェスト』を運用する時、『運搬終了報告』で送信可能な項目は、『運搬担当者』、『車両』、
『運搬終了日』、のみです。
- 『運搬終了』の『修正』報告をした場合は、『排出事業者』の承認のみ必要です。
※『処分受託者』が『他社』であっても、『処分受託者』の承認は不要。(『処分終了報告』が済んでいても)
※『入力補助』の場合は『自動承認』となります。『送信予約リスト』に『排出承認』と表記されます。
- 『排出』の内容を『修正』報告する場合は、『運搬受託者』と『処分受託者』の承認が必要となります。
『入力補助』をしていて、『処分受託者』が『他社』の場合は、『他社』の承認が必要なので注意が必要です。
必要に応じて、承認して下さるよう、お願いすることになります。
- 『最終処分場』となる『処分場マスター』の『住所』は、『都道府県』から正確に登録が必要です。
※『市区町村』から登録をしていると、『最終処分終了報告』が不具合で返ってきます。
- 『最終処分終了報告』は、期限内であれば何度でも『取消』・『送信』が可能です。『排出事業者』の承認
は発生しません。
- 『有害物質』がある場合は、『特管廃棄物』の(有害)であることが前提となります。
『有害の特管』でない場合は、『有害物質』欄に入力をしていても、『有害物質の内容』だけは空欄となっ
てしまいます。
- 『1次マニフェスト』が『紙』、『2次マニフェスト』が『電子』の場合は、『JWNET』への『最終処分終了報告』
は不要です。
- 『JWNET』にある『排出事業場コード』については、『EDI版』では、やり取り不可となっています。
『SMS-ASP』に限らず、『EDI版』では送受信ができません。
- 『JWNET』上の『報告担当者』は、『産廃イチロー』での、ログイン者の名前が送信されます。
(『運搬終了報告』と『処分終了報告』)
※『産廃イチロー』に『管理者』でログインしている場合は、送信されません。
※『運搬担当者』、『処分担当者』とは別です。

『送信済み』のマニフェスト（『排出事業者』が『新規登録済み』で『交付番号』が振られている状態）においては、『運搬』や『処分』業者の変更はできません。
変更したい場合は、該当するマニフェストを一旦『削除』し、もう一度、『新規』マニフェストを作成するしか方法はありません。

【チェックリスト】

●『送信予約リスト』、『送信済みリスト』の日々のチェックについて

- a) 一日の作業が終了しましたら、毎日必ず『送信予約リスト』をご確認ください。
このリスト内容が、当日の夜間に『JWNET』に送信される内容となります。
ここで、当日『送信予約』に入らなければならないものが入っていない、逆に不要な『送信予約』が入っていないか、などのチェックが必要です。

『送信予約』に必要なものが入っていない場合

→『マニフェスト』の『ASP 表示』ボタンをクリックし、『JWNET 予約送信』してください。

不要な『送信予約』がある場合

→『送信予約一括取消』から『取消』を行ってください。

- b) 翌日に『送信済みリスト』の内容を確認し、上記 a) 前日分の『送信予約リスト』が、きちんと送信されているか、確認してください。
もし漏れがありましたら、その原因等が、ご登録のメールアドレス宛に送信されているはずですので、メール内容の確認が必要です。

- 廃棄物の『数量』は、『数量メモ』画面で正確に数字が入っていないと、『数量』の報告ができないことがあります。ご注意ください。

●機能区分、機能番号の説明

機能区分	機能番号	説明
排出新規登録	0503 等	マニフェストの新規登録 0500 番台は新規
排出修正登録	0605 等	マニフェストの修正登録 0600 番台は修正
運搬 1 新規登録	1000	運搬区間 1 の運搬終了報告 イチローからの初めての報告 ※運搬 2、運搬 3 も同じです
処分新規登録	1500	処分終了報告 イチローからの初めての報告
運搬 1 修正登録	1100	運搬区間 1 の運搬終了報告の修正 ※運搬 2、運搬 3 も同じです
運搬 1 取消登録	1300	運搬区間 1 の運搬終了報告の取消 ※運搬 2、運搬 3 も同じです
処分修正登録	1600	処分終了報告の修正
排出承認	1200	入力補助時の自動承認（運搬、処分の修正報告時）
運搬 1 承認	0701	排出事業者の修正の承認
処分承認	0702	排出事業者の修正の承認
最終新規登録	2000	最終処分終了報告
最終修正取消	2100	最終処分終了報告の取消

● 未送信リスト

『電子マニフェスト』データ（『入力補助』または『確認送信』 ※『他社』 除く）で、『マニフェスト番号』が入っていないデータが表示されます。

現時点で『送信予約』が入っていれば、表示はされません。

正常な使用をしている場合は、リストアップされることはありません。

もしリストアップされる場合は、『サポートセンター』にご相談ください。

● エラーリスト

エラーで送信できなかった分です。10 日で非表示になります。

● 運搬終了、処分終了、最終処分 未入力リスト

『運搬終了日』、『処分終了日』、『最終処分終了日』が入っていないデータをリストアップします。

全ての『電子マニフェスト』データ（『入力補助』・『確認送信』・『他社』）で、『マニフェスト番号』が入っていることが前提です。

現時点で『送信予約』が入っていれば、表示されません。

25. 【付録】電子マニフェストシステム 各種コード表

電子マニフェストシステム 各種コード表

Ver.1.6

	ページ
電子マニフェストシステム各種コード表	
廃棄物分類コード	1
廃棄物処理法で定められた20種類（大分類）	2
一体不可分の産業廃棄物	3
特別管理産業廃棄物	5
特定産業廃棄物コード	6
特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）	6
特定産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）	9
数量単位コード	10
荷姿コード	10
運搬方法コード	10
数量の確定者コード	10
有害物質コード	11
法人格コード	12
処分方法コード	13
放射性物質コード	13
放射能の単位コード	13

Ver.	更新日	更新内容
1.0	-	初版
1.1	2013/2/6	・表紙に Ver.標記の追加。 ・更新履歴の追加。 ・廃棄物分類コードの並び順変更。 ・放射性物質コードの追加。 ・放射線単位コードの追加。 ・法人各コードの追加。
1.2	2013/5/14	有害物コードに（1,4-ジオキサン）の追加 適用は 2013/6/1 付
1.3	2015/6/23	特定産業廃棄物コード（放射物質汚染対処特措法に定めるもの）の標記方法の変更。
1.4	2015/12/24	廃棄物分類コードに「水銀体温計」、「水銀血圧計」を追加。適用は 2016/1/13 付
1.5	2016/2/25	廃棄物分類コード（特別管理産業廃棄物）に「廃水銀等」（処分するために処理したものを含む）を追加。水俣条約の発行日又は平成 28 年 4 月 1 日の早い日のいずれかに適用予定。
1.6	2017/8/28	廃棄物分類コードの一体不可分に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を追加適用は 2017/10/01

!!補足

● 廃棄物分類の構成

廃棄物の種類を次の大分類、中分類、小分類、細分類の 4 段階に分類しています。

大分類	法で定める廃棄物の 20 種類及び特別管理産業廃棄物の分類の他、「建設混合廃棄物」や「廃自動車」などの一体不可分の廃棄物の分類を設定	情報処理センターが付与しているコード（都道府県・政令市に報告するコード）
中分類	廃棄物の属性、特性、発生源などにより分類	
小分類	代表的な廃棄物名称、法律などで個別に指定されている産業廃棄物の種類	
細分類	加入者が独自に設定できる廃棄物の種類名称	加入者が付与するコード（付与しない場合は“000”固定）

● 廃棄物分類コードの構成

廃棄物分類コードは次の 7 桁で構成します。

9₀ 9₁ 9₂ 9₃ 9₄ 9₅ 9₆



- ・基本的に中分類以下（大分類＋中分類）で登録することが望まれます。該当する項目がない場合には、大分類を選択し、登録してください。
- ・細分類には、加入者独自のコードと「廃棄物の種類」の名称を設定することができます。この分類は大分類と関連付ける必要はありません。

■ 廃棄物分類コード

○廃棄物処理法で定められた20種類（大分類）（1/2）

廃棄物の種類			分類コード	
大分類	中分類	小分類		
燃え殻	焼却灰		0100000	
			0110000	
		石炭灰	0111000	
		廃棄物の焼却灰	0112000	
	廃カーボン・活性炭		0120000	
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥		0200000	
		下水汚泥	0210000	
	無機性汚泥		0220000	
		建設汚泥（残土を除く）	0221000	
		上水汚泥	0222000	
廃油	一般廃油		0300000	
			0310000	
		鉱物性油	0311000	
		動植物性油	0312000	
	廃溶剤		0320000	
	固形油		0330000	
	油でい		0340000	
廃酸			0400000	
	写真定着廃液		0401000	
廃アルカリ			0500000	
	写真現像廃液		0501000	
廃プラスチック類			0600000	
	廃タイヤ		0601000	
	自動車用プラスチックバンパー		0602000	
	廃農業用ビニール		0603000	
	プラスチック製廃容器包装		0604000	
	発泡スチロール		0605000	
	発泡ウレタン		0606000	
	発泡ポリスチレン		0607000	
	塩化ビニル製建設資材		0608000	
紙くず	建設工事の紙くず		0700000	
			0710000	
		ダンボール	0711000	
木くず			0800000	
	建設工事の木くず		0810000	
		伐採材・伐根材		0811000
繊維くず（天然繊維くず）			0900000	
	建設工事の繊維くず		0910000	
動・植物性残渣			1000000	
動物系固形不要物			4000000	
ゴムくず（天然ゴムくず）			1100000	
金属くず			1200000	
	鉄くず		1210000	
		非鉄金属くず		1220000
			鉛製の管又は板	1221000
			電線くず	1222000

○廃棄物処理法で定められた20種類（大分類）（2/2）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず		1300000
			1310000
		カレット	1311000
		廃ブラウン管（側面部）	1312000
		ガラス製廃容器包装	1313000
		ロックウール	1314000
		石綿（非飛散性）	1315000
		グラスウール	1316000
		岩綿吸音板	1317000
			1320000
	陶磁器くず		
		コンクリートくず	1321000
		石膏ボード	1322000
		A L C（軽量気泡コンクリート）	1323000
鉱さい			1400000
		スラグ	1401000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）			1500000
		コンクリート破片	1501000
		アスファルト・コンクリート破片	1502000
動物のふん尿（畜産農業から排出されたもの）			1600000
動物の死体（畜産農業から排出されたもの）			1700000
ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）			1800000
処分するために処理したもの（13号廃棄物）			1900000

○一体不可分の産業廃棄物

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
建設混合廃棄物			2000000
	安定型建設混合廃棄物		2010000
	管理型建設混合廃棄物		2020000
		新築系混合廃棄物	2021000
		解体系混合廃棄物	2022000
安定型混合廃棄物			2100000
管理型混合廃棄物			2200000
シュレッターダスト			2300000
石綿含有産業廃棄物			2400000
	建設混合廃棄物		2410000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		2420000
	廃プラスチック類		2430000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		2440000
	紙くず		2450000
	木くず		2460000
	繊維くず（天然繊維くず）		2470000
			2500000
水銀使用製品産業廃棄物	電池類		2510000
	照明機器		2520000
		HID ランプ	2521000
		蛍光灯	2522000
	医薬品等		2530000
		農薬	2531000
		医薬品	2532000
	電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品		2540000
	水銀回収義務付け製品（計測器以外）		2550000
		スイッチ及びリレー	2551000
	水銀回収義務付け製品（計測器）		2560000
		水銀体温計	2561000
		水銀式血圧計	2562000
水銀含有ばいじん等			2600000
	ばいじん		2610000
	燃え殻		2620000
	汚泥		2630000
	廃酸		2640000
	廃アルカリ		2650000
	銲さい		2660000
廃自動車			3000000
	廃二輪車		3010000
		バイク	3011000
		自転車	3012000
廃電気機械器具			3100000
		廃パチンコ機及び廃パチスロ機	3101000
		プリント配線板	3102000
		テレビジョン受信機	3103000
		エアコンディショナー	3104000
		冷蔵庫	3105000
		洗濯機	3106000
		電子レンジ	3107000
		パーソナルコンピュータ	3108000
		電話機	3109000
		自動販売機	3110000
		蛍光灯※（水銀使用産業廃棄物に移動）	3111000
		冷凍庫	3112000
			3200000
医療用計測器類			3200000
		水銀体温計※（水銀使用産業廃棄物に移動）	3211000
		水銀血圧計※（水銀使用産業廃棄物に移動）	3212000

廃電池類		3500000
	鉛蓄電池	3510000
	乾電池	3520000
複合材		3600000

※「石棉含有産業廃棄物」(分類コード: 2400000) は選択できません。

この種類の廃棄物を選択する場合は、中分類(2410000~2470000)から選択してください。

※「医療用計測器類」(分類コード: 3200000) は選択できません。

この種類の廃棄物を選択する場合は、小分類(3211000~3212000)から選択してください。

※「水銀使用製品産業廃棄物」(分類コード 2500000) は選択できません。

中分類及び小分類から選択してください。

※「水銀含有ばいじん等」(分類コード 2600000) は選択できません。

中分類(2610000~2660000)から選択してください。

※「廃電気機械器具」の「蛍光灯」、「医療用計測器類」の「水銀体温計」、「水銀式血圧計」は、「水銀使用製品産業廃棄物」に移動、分類コードを以下のとおり変更。

「蛍光灯」(分類コード: 3111000) → (分類コード: 2522000)

「水銀体温計」(分類コード: 3211000) → (分類コード: 2561000)

「水銀式血圧計」(分類コード: 3212000) → (分類コード: 2562000)

!! 補足

- 安定型混合廃棄物及び管理型混合廃棄物を選択した場合は、[廃棄物の名称]欄に廃棄物の種類(20種類の内訳又は、その廃棄物の一般的な名称を入力することが望ましい。

※廃棄物処理法施行規則第7条の2の4で定める37種類等の水銀使用製品産業廃棄物の対応する分類は、以下のとおりです。

大分類	中分類	小分類	コード	対象の水銀使用製品産業廃棄物
水銀使用製品産業廃棄物			2500000	分類コード選択不可
	電池類		2510000	水銀電池、空気亜鉛電池
	照明機器		2520000	放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く)
		HIDランプ	2521000	HIDランプ(高輝度放電ランプ)
		蛍光灯	2522000	蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯含む。)
	医薬品等		2530000	顔料、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤 塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤 硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤 チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤
		農薬	2531000	農薬
		医薬品	2532000	医薬品
	電池類、照明機器、医薬品等、 水銀回収義務付け製品以外の製品		2540000	温度定点セル、ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)、水銀抵抗器、周波数標準機、参照電極、その他組込製品等
	水銀回収義務付け製品(計測器以外)		2550000	灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置 差圧式流量計、傾斜計、握力計、その他回収義務付け製品
		スイッチ及びリレー	2551000	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるもの。)
	水銀回収義務付け製品(計測器)		2560000	気圧計、湿度計、液柱形圧力計 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。) 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。) 真空計、ガラス製温度計、水銀満圧力式温度計
		水銀体温計	2561000	水銀体温計
		水銀式血圧計	2562000	水銀式血圧計

○特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
燃えやすい廃油			7000000
	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）		7010000
ph2.0 以下の廃酸			7100000
	ph2.0 以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）		7110000
ph 12.5 以上の廃アルカリ			7200000
	ph12.5 以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）		7210000
感染性廃棄物			7300000
特定有害産業廃棄物			7400000
	廃 PCB 等・PCB 汚染物・PCB 処理物		7410000
	廃 PCB		7411000
	PCB 汚染物		7412000
	PCB 処理物		7413000
	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）		7440000
	廃石綿等（飛散性）		7421000
	指定下水汚泥		7422000
	銹さい（基準値を超える有害物質を含むもの）		7423000
	燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）		7424000
	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）		7425000
	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）		7426000
	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）		7427000
	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）		7428000
	ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		7429000
	処分するために処理したもの（基準値を超える有害物質を含むもの）		7430000

○再生資源等

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
土砂			9000000
もやみ・せつ土			9100000

※分類コード「900000～910000」については、2008 年 2 月 7 日よりマスタから削除されました。

□ 特定産業廃棄物コード

○ 特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）（1/3）

※ 放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物のうち、「放射性物質汚染対処特措法」で定められたもの。

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
特定産業廃棄物	燃え殻		5010000
		焼却灰（分類コード上 4 桁 5012 から 5014 に分類できないもの）	5011000
		焼却灰（石炭灰）	5012000
		焼却灰（廃棄物の焼却灰）	5013000
		焼却灰（下水汚泥）	5014000
	汚泥		5020000
		有機性汚泥（分類コード上 4 桁 5022 から 5024 に分類できないもの）	5021000
		有機性汚泥（下水汚泥）	5022000
		有機性汚泥（工水汚泥）	5023000
		有機性汚泥（廃堆肥）	5024000
		無機性汚泥（分類コード上 4 桁 5026・5027 に分類できないもの）	5025000
		無機性汚泥（建設汚泥（残土を除く））	5026000
		無機性汚泥（上水汚泥）	5027000
	廃油		5030000
		一般廃油（分類コード上 4 桁 5032・5033 に分類できないもの）	5031000
		一般廃油（鉱物性油）	5032000
		一般廃油（動植物性油）	5033000
		廃溶剤	5034000
		固形油	5035000
		油でい	5036000
	廃酸		5040000
		写真定着廃液	5041000
	廃アルカリ		5050000
		写真現像廃液	5051000
	廃プラスチック類		5060000
		廃タイヤ	5061000
		自動車用プラスチックバンパー	5062000
		廃農業用ビニール	5063000
		プラスチック製廃容器包装	5064000
		発泡スチロール	5065000
		発泡ウレタン	5066000
		発泡ポリスチレン	5067000
		塩化ビニル製建設資材	5068000
	紙くず		5070000
		建設工事の紙くず（ダンボール以外のもの）	5071000
		建設工事の紙くず（ダンボール）	5072000
	木くず		5080000
		建設工事の木くず（伐採材・伐根材以外のもの）	5081000
		建設工事の木くず（伐採材・伐根材）	5082000
	繊維くず（天然繊維くず）		5090000
		建設工事の繊維くず	5091000
	動・植物性残渣		5110000
	動物系固形不要物		5120000
	ゴムくず（天然繊維くず）		5130000
	金属くず		5140000
		鉄くず	5141000
		非鉄金属くず（分類コード上 4 桁 5143・5144 に分類できないもの）	5142000
		非鉄金属くず（鉛製の管又は板）	5143000
		非鉄金属くず（電線くず）	5144000

○特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）（2/3）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
特定産業廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		5150000
		ガラスくず（分類コード上 4 桁 5152 から 5158 に分類できないもの）	5151000
		ガラスくず（カレット）	5152000
		ガラスくず（廃ブラウン管（側面部））	5153000
		ガラスくず（ガラス製廃容器包装）	5154000
		ガラスくず（ロックウール）	5155000
		ガラスくず（石綿（非飛散性））	5156000
		ガラスくず（グラスウール）	5157000
		ガラスくず（岩綿吸音板）	5158000
		陶磁器くず（分類コード上 4 桁 5162 から 5164 に分類できないもの）	5161000
		陶磁器くず（コンクリートくず）	5162000
		陶磁器くず（石膏ボード）	5163000
		陶磁器くず（ALC（軽量気泡コンクリート））	5164000
	鋳さい		5170000
		スラグ	5171000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		5180000
		コンクリート破片	5181000
		アスファルト・コンクリート破片	5182000
	動物のふん尿（畜産農業から排出されたもの）		5190000
	動物の死体（畜産農業から排出されたもの）		5210000
	ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）		5220000
		ばいじん（廃棄物焼却炉のばいじん）	5221000
		ばいじん（下水汚泥）	5222000
	処分するために処理したもの（13 号廃棄物）		5230000
	建設混合廃棄物		5240000
		安定型建設混合廃棄物	5241000
		管理型建設混合廃棄物（分類コード上 4 桁 5243・5244 以外）	5242000
		管理型建設混合廃棄物（新築系）	5243000
		管理型建設混合廃棄物（解体系）	5244000
	安定型混合廃棄物		5250000
	管理型混合廃棄物		5260000
	シュレッターダスト		5270000
	石綿含有産業廃棄物 （非飛散性）	建設混合廃棄物	5281000
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5282000
		廃プラスチック類	5283000
		がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	5284000
		紙くず	5285000
		木くず	5286000
		繊維くず（天然繊維くず）	5287000
	廃自動車		5290000
		廃二輪車（分類コード上 4 桁 5292・5293 に分類できないもの）	5291000
		廃二輪車（バイク）	5292000
		廃二輪車（自転車）	5293000

○特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）（3/3）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
特定産業廃棄物	廃電気機械器具		5310000
		廃パチンコ機及び廃パチスロ機	5311000
		プリント配線板	5312000
		テレビジョン受信機	5313000
		エアコンディショナー	5314000
		冷蔵庫	5315000
		洗濯機	5316000
		電子レンジ	5317000
		パーソナルコンピュータ	5318000
		電話機	5319000
		自動販売機	5321000
		蛍光灯	5322000
		冷凍庫	5323000
	廃電池類		5330000
		鉛蓄電池	5331000
		乾電池	5332000
	複合材		5340000

○特定産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
特定産業廃棄物 （特別管理産業廃棄物）	燃えやすい廃油		7510000
		燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	7511000
	pH2.0 以下の廃酸		7520000
		pH2.0 以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	7521000
	pH12.5 以上の廃アルカリ		7530000
		pH12.5 以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	7531000
	感染性廃棄物		7540000
	特定有害産業廃棄物		7550000
		廃 PCB 類(分類コード上 4 桁 7552 から 7554 に分類できないもの)	7551000
		廃 PCB 類（廃 PCB）	7552000
		廃 PCB 類（PCB 汚染物）	7553000
		廃 PCB 類（PCB 処理物）	7554000
		廃石綿等（飛散性）	7555000
		指定下水汚泥	7556000
		鉱さい（基準値を超える有害物質を含むもの）	7557000
		燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）	7558000
		廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	7559000
		汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	7561000
		廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	7562000
		廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	7563000
		ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）	7564000
		処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	7565000

!!補足1 (EDI方式の廃棄物情報)

● 廃棄物のデータ作成

「廃棄物の細分類」の設定を行うかどうかによって、データの作成方法が異なります。

☆「廃棄物の細分類」を設定しない場合

・「廃棄物分類コード表」から、分類コード（4桁の数値）を選択します。

・細分類コードは「000」を設定します。

＜例1＞廃タイヤの場合 「廃棄物の種類」の名称：廃タイヤ、廃棄物分類コード：0601000

☆「廃棄物の細分類」を設定する場合

・「廃棄物分類コード表」から、分類コード（4桁の数値）を選択します。

・細分類コードは「001」～「999」を設定し、「廃棄物の種類」の名称を加入者が独自に設定します。

＜例2＞「動植物性油」を加入者独自の「ゴマ油」に設定する場合（細分類コードを「001」とする場合）

「廃棄物の種類」の名称：ゴマ油、廃棄物分類コード：0312001

● 放射性物質汚染廃棄物として放射性情報を登録できる廃棄物分類コード

特定産業廃棄物の分類コード及び特定産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の分類コードのみ

■数量単位コード

数量の単位	数量の単位コード
t	1
m ³	2
kg	3
リットル	4
個・台	5

■荷姿コード

荷姿	荷姿コード
バラ（※）	01
コンテナ	02
ドラム缶	03
石油缶	04
プラスチック容器	05
袋	06
フレコンバック	07
段ボール箱	08
その他	09

※容器なし（車両等に産業廃棄物を直接積載する場合等）

■運搬方法コード

運搬方法	運搬方法コード
車両	1
船舶	2
鉄道	3
その他	4

■数量の確定者コード

数量の確定者	数量の確定者コード
未設定	00
排出事業者	01
処分業者	02
収集運搬業者 [1 区間目]	03
収集運搬業者 [2 区間目]	04
収集運搬業者 [3 区間目]	05
収集運搬業者 [4 区間目]	06
収集運搬業者 [5 区間目]	07

有害物質コード

有害物質	有害物質コード
水銀又はその化合物	01
カドミウム又はその化合物	02
鉛又はその化合物	03
有機燐化合物	04
六価クロム化合物	05
砒素又はその化合物	06
シアン化合物	07
P C B	08
トリクロロエチレン	09
テトラクロロエチレン	10
ジクロロメタン	11
四塩化炭素	12
1・2-ジクロロエタン	13
1・1-ジクロロエチレン	14
シス-1・2-ジクロロエチレン	15
1・1・1-トリクロロエタン	16
1・1・2-トリクロロエタン	17
1・3-ジクロロプロペン (D-D)	18
チウラム	19
シマジン (C A T)	20
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	21
ベンゼン	22
セレン又はその化合物	23
ダイオキシン類 (有機塩素化合物)	24
銅又はその化合物	25
亜鉛又はその化合物	26
弗化物	27
ベリリウム又はその化合物	28
タロム又はその化合物	29
ニッケル又はその化合物	30
バナジウム又はその化合物	31
フェノール類	32
1,4-ジオキサン	33

※ 有害物質コード「25～32」については、2010年11月1日よりコードから削除されました。

※ 有害物質コード「33」は、2013年6月1日より適用する。

法人格コード

法人格名称	法人格コード
個人事業	00
株式会社	01
有限会社	02
合名会社	03
合資会社	04
医療法人	05
財団法人	06
社団法人	07
宗教法人	08
学校法人	09
社会福祉法人	10
相互会社	11
行政書士法人	12
司法書士法人	13
税理士法人	14
国立大学法人	15
特定非営利活動法人	16
更生保護法人	17
独立行政法人	18
弁護士法人	19
有限責任中間法人	20
無限責任中間法人	21
医療法人社団	22
公共機関	23
公益社団法人	24
公益財団法人	25
一般社団法人	26
一般財団法人	27
医療法人財団	28
協同組合	29
その他の法人	99

☐ 処分方法コード

処分方法の分類		処分方法コード	
再生		100	
	再使用（リユース）	101	
	素材再生	102	
	他用途原材料化	103	
	燃料化	104	
	コンポスト化（堆肥化）	105	
	その他再生	106	
中間処理		200	
	脱水	201	
	機械乾燥	202	
	天日乾燥	203	
	焼却	204	
	油水分離	205	
	中和	206	
	破碎	207	
	圧縮	208	
	熔融	209	
	選別	210	
	固形化	211	
	ばい焼	212	
	分解	213	
	洗浄	214	
	滅菌	215	
	消毒	216	
	煮沸	217	
	その他中間処理	299	
	最終処分		300
埋立処分			301
		安定型埋立処分	302
		管理型埋立処分	303
		遮断型埋立処分	304
海洋投入			310

☐ 放射性物質コード

放射性物質名称	放射性物質コード
表面線量率	A0 _※
セシウム総量	B0 _※
セシウム 134	C1
セシウム 137	C2

注意）形式は、英字（1桁）数字（1桁）です。

※0 は数字の Z E R O です。

☐ 放射線値単位コード

放射線の単位名称	放射線の単位コード
μSv/h	1
Bq/Kg	2